

令和 4(2022)年度 退職金等に関する実態調査報告書

令和 5 (2023) 年 1 月



公益財団法人
私立大学退職金財団

目 次

令和 4(2022)年度退職金等に関する実態調査の報告について	1
調査の概要	2
調査結果における用語及び表示・区分	3
調査結果	5
Q 1 教職員の当財団への登録状況	6
Q 2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合	7
Q 3 定年年齢	10
Q 4 （１）定年退職後の継続雇用制度	16
（２）継続雇用制度適用者に対する退職金	19
（３）継続雇用制度の種類	20
Q 5 高年齢者就業確保措置の対応状況	22
Q 6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間	26
Q 7 退職金の算定方法	28
Q 8 退職金の算定基礎額	30
Q 9 退職金の支給率の基準	32
Q10 （１）退職年金制度	34
（２）退職年金制度の拠出金負担者	36
Q11 （１）教員の任期制の導入状況・（３）任期制の導入の予定又は検討状況 ..	37
（２）任期制の具体的な内容	39
Q12 （１）教員の年俸制の導入状況・（４）年俸制の導入の予定又は検討状況 ..	49
（２）年俸制適用者の有無	51
（３）年俸制の適用となる要件等	53
（参考）令和 4(2022)年度 退職金等に関する実態調査票	55

令和 4(2022)年度退職金等に関する実態調査の報告について

本調査は、当財団の定款第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査及び研究として、全ての維持会員を対象に実施しました。平成 16(2004)年度から毎年度実施し、今年度で 19 年目となりました。

各維持会員におかれては、業務ご多忙の中にもかかわらず、例年と同じく全ての維持会員（593 会員）からご回答をいただきました。私立大学等における退職金制度等の実態や動向を把握する上での貴重な情報となりました。

維持会員の皆様には、調査にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度の調査では、維持会員の退職金制度等に関する基本項目のほかに、昨年度に引き続き、事業主に対し 70 歳までの就業機会を確保する努力義務が課せられたことを受け、「高年齢者就業確保措置」についてお伺いしました。

また、例年お伺いしている継続雇用制度については、制度の種類に関する項目を追加しました。

更に、退職年金制度については、令和元(2019)年度以来に調査を行い、より実態を把握できるよう調査項目を改善してお伺いしました。

調査結果の集計に当たっては、「教員と職員」に区分するとともに、質問項目、内容により「大学法人と短大法人等」に区分しています。大学法人については、医学部又は歯学部を設置している法人と、それ以外の法人とに区分しています。

また、一部の質問項目については、地域や入学定員規模別、さらに過去の調査結果（平成 29(2017)年度、Q12 のみ平成 30(2018)年度）を表示し、比較いただけるようにしています。

維持会員をはじめ、学校法人等の関係者の皆様には、本報告書をご参考、ご活用いただければ幸いです。

令和 5（2023）年 1 月

調査の概要

○ 調査目的

定款第4条第1項第2号に定める調査及び研究並びに退職資金交付事業の改善・充実

(参考) 公益財団法人私立大学退職金財団 定款(抜粋)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 省略
- (2) 学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査及び研究

○ 調査要領

【調査対象】	私立大学退職金財団の維持会員である学校法人
【調査対象数】	593 会員 (令和 4(2022)年 10 月 7 日時点での全維持会員)
【調査期間】	令和 4(2022)年 9 月 5 日～10 月 7 日
【調査項目】	55 ページ参照
【調査方法】	インターネット
【回答率】	100%
【集計単位】	維持会員数 (ただし、Q1 については教職員数)

調査結果における用語及び表示・区分

○ 用語について

- (1)「維持会員」とは、私立学校法で定める大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人で、当財団に加入している学校法人を指す。本文中、グラフ及び表では「会員」と表記する。
- (2)「大学法人」とは、調査回答において「大学、大学院大学を設置している」とした学校法人とする。その中で、医学部及び歯学部を設置していない大学法人を「大学法人（医歯を除く）」と表記し、医学部又は歯学部を設置している大学法人を「大学法人（医歯）」と表記する。
また、「短大法人等」とは、調査回答において「短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学を設置していない）」とした学校法人とする。
- (3)「教員」、「職員」とは、学校法人が大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する教員又は職員として任用している者を指す。また「教職員」とは、教員と職員の双方を指す。
- (4)「退職金」とは、退職金支給規程等に基づき、教職員の退職時に一括して支払う退職一時金（金銭）を指す。
- (5)「退職給与引当金」（Q2）とは、学校法人の教職員への退職金支給に必要となる債務に対して、会計基準に従って貸借対照表の負債の部に計上した引当金（表示科目）を指す。
- (6)「退職給与引当特定資産」（Q2）とは、維持会員の令和 3(2021)年度決算における貸借対照表に記載されている退職給与引当金に対応した退職給与引当特定資産（退職給与引当特定預金又はそれに該当する科目等で退職金支給に限定されている資産全体）を指す。
- (7)「ポイント制」（Q7）とは、業績・成果・貢献度・勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間ごとに付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に 1 点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金額とする制度を指す。
- (8)「年俸制」（Q12）とは、教職員に対する給与の全部又は一部を、当該教職員の業務の実績や成果、勤務成績等の評価に基づき、年単位に設定する制度を指す。

○ 表示・区分について

- (1) 表及びグラフ中の構成割合（パーセント）は、小数第 2 位を四捨五入しており、その合計は必ずしも 100%になるとは限らない。また、「100%」と「0%」は、小数点以下を表記していない。
- (2) グラフ中の数値は、原則として、その中で回答割合が大きいもののみを表記している（他の区分との比較等のため、表記することが適当であると判断したものについては、回答割合が小さくても表記している。）。

(3) 維持会員の規模区分（入学定員数）については、維持会員基本事項において回答いただいた入学定員数により、次のとおり区分している。

なお、学生募集を停止している会員は、その他に区分し、入学定員規模別の集計には含んでいない。

入学定員数	大学法人	短大法人等	合 計
100人未満	19	15	34
(100人以上) 200人未満	39	37	76
(200人以上) 300人未満	62	20	82
(300人以上) 400人未満	73	11	84
(400人以上) 500人未満	42	4	46
(500人以上) 600人未満	41		41
(600人以上) 800人未満	56		56
(800人以上) 1,000人未満	30		30
(1,000人以上) 1,500人未満	44		44
(1,500人以上) 3,000人未満	64		64
3,000人以上	33		33
その他	1	2	3
合 計	504	89	593

(4) 「Q3 定年年齢」において集計している地域区分（15 頁）については、「令和 3 年版文部科学大臣所轄学校法人一覧（文部科学省 Web サイト）」の法人所在地により、次のとおり区分している。

地域区分	該当都道府県							会員数
北海道	北海道							25
東 北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島		33
北関東	茨城	栃木	群馬					16
南関東	埼玉	千葉	神奈川					54
東 京	東京							146
甲信越	新潟	山梨	長野					24
北 陸	富山	石川	福井					10
東 海	岐阜	静岡	愛知	三重				64
京都・大阪	京都	大阪						76
近 畿	滋賀	兵庫	奈良	和歌山				42
中 国	鳥取	島根	岡山	広島	山口			31
四 国	徳島	香川	愛媛	高知				12
九州・沖縄	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島 沖縄	60

令和 4(2022)年度退職金等に関する実態調査

調 査 結 果

Q1 教職員の当財団への登録状況

維持会員である学校法人に勤務する教職員のうち、各学校法人の退職金支給規程等に基づいて退職金の支給対象とする教職員（大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する者で、休職者を含む。高校以下に所属する者は除く。）の人数は、令和4(2022)年5月1日現在205,137人で、昨年度より269人増加した。

このうち、当財団に登録している教職員数は133,390人で、昨年度より318人増加した。

グラフ Q1 教職員の当財団への登録状況（教職員の人数）

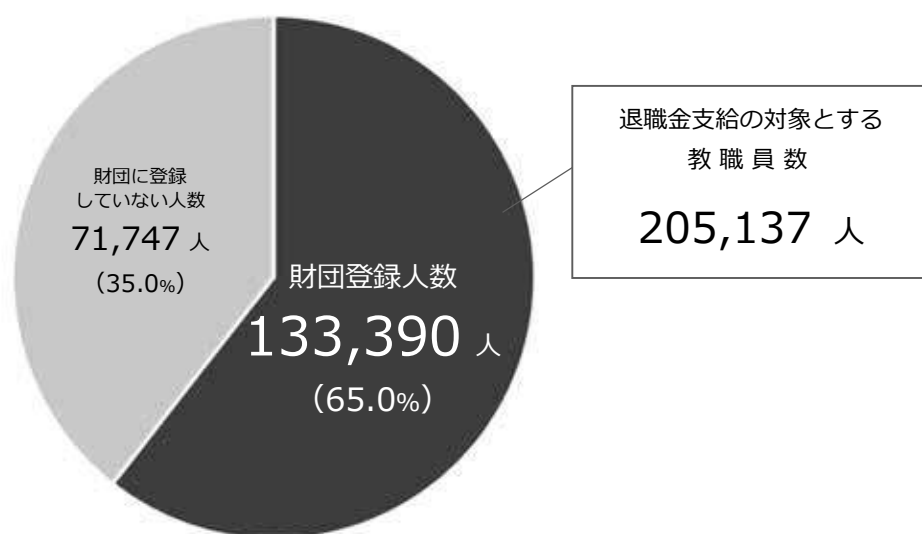


表 Q1 教職員の当財団への登録状況

区 分		教 員		職 員		教職員合計	
		人 数	登録割合	人 数	登録割合	人 数	登録割合
大学法人 (医歯を除く)	退職金支給対象者数	58,654	95.2%	38,932	94.0%	97,586	94.8%
	財団登録者数	55,864		36,612		92,476	
大学法人 (医歯)	退職金支給対象者数	30,466	71.1%	74,370	22.5%	104,836	36.6%
	財団登録者数	21,673		16,743		38,416	
短大法人等	退職金支給対象者数	1,521	94.9%	1,194	88.4%	2,715	92.0%
	財団登録者数	1,443		1,055		2,498	
合 計	退職金支給対象者数	90,641	87.1%	114,496	47.5%	205,137	65.0%
	財団登録者数	78,980		54,410		133,390	

(注)「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の施行に伴い、令和4(2022)年4月1日以降、非正規職員を退職金支給の対象とした場合、当該非正規職員は「退職金支給対象者数」から除外している。

Q2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合

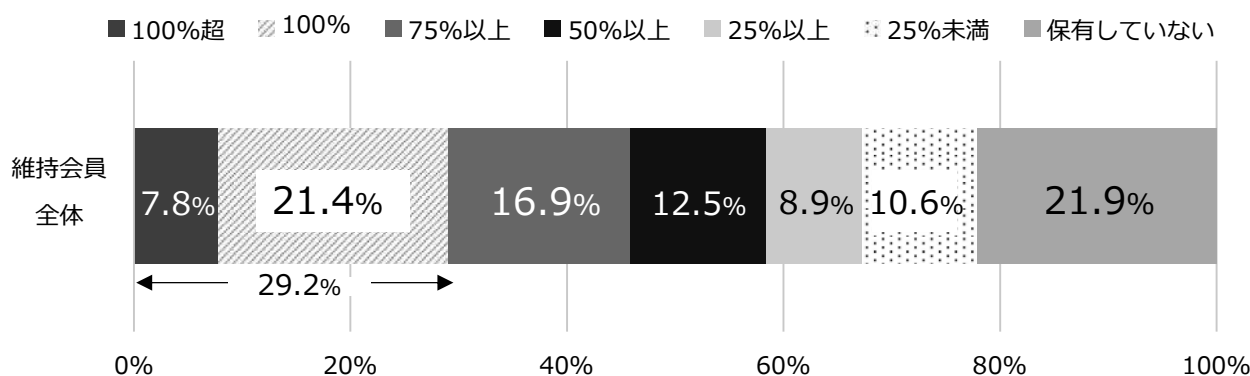
令和 3(2021)年度決算における退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合は、100%以上保有している会員は 173 会員 (29.2%) で、昨年度より 1 会員増加した。

また、保有していない会員は、130 会員 (21.9%) で、昨年度より 1 会員増加した。

昨年度同様、入学定員が 300 人未満の会員では、約 5 割の会員が保有割合 25%未満で、3 割以上の会員が保有していないとの回答だった。

3,000 人以上の規模の会員では 100%以上保有している会員が 4 割を超えている一方で、100 人未満の規模の会員では保有していない会員が 4 割を超えている。

グラフ Q2-1 退職給与引当特定資産の保有割合 (会員数の割合)



グラフ Q2-2 学校法人種別ごとの退職給与引当特定資産の保有割合 (会員数の割合)

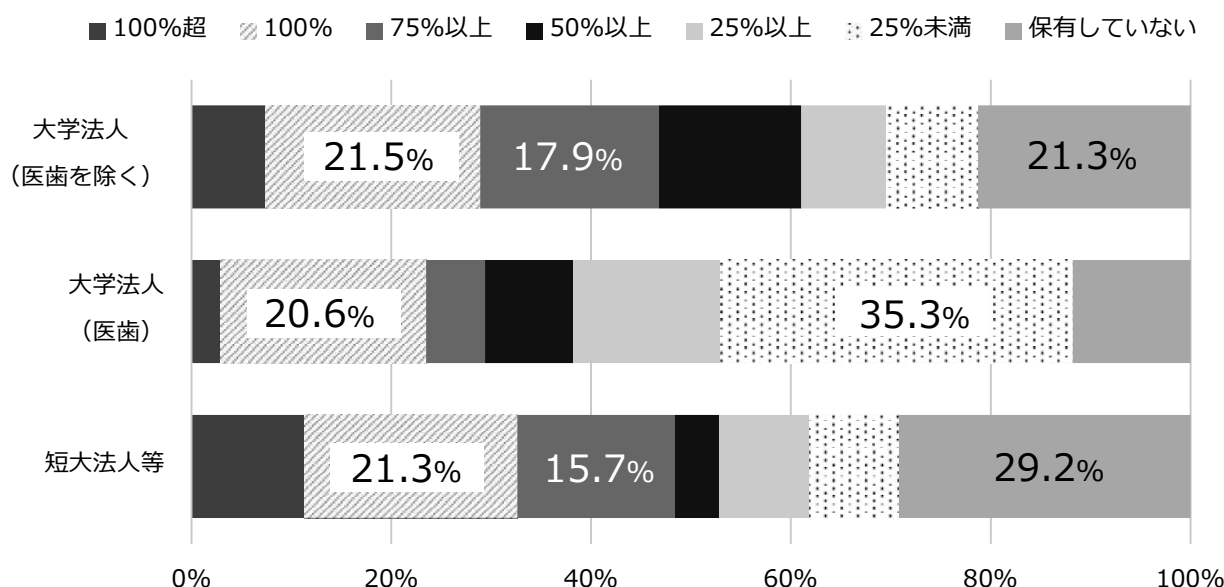


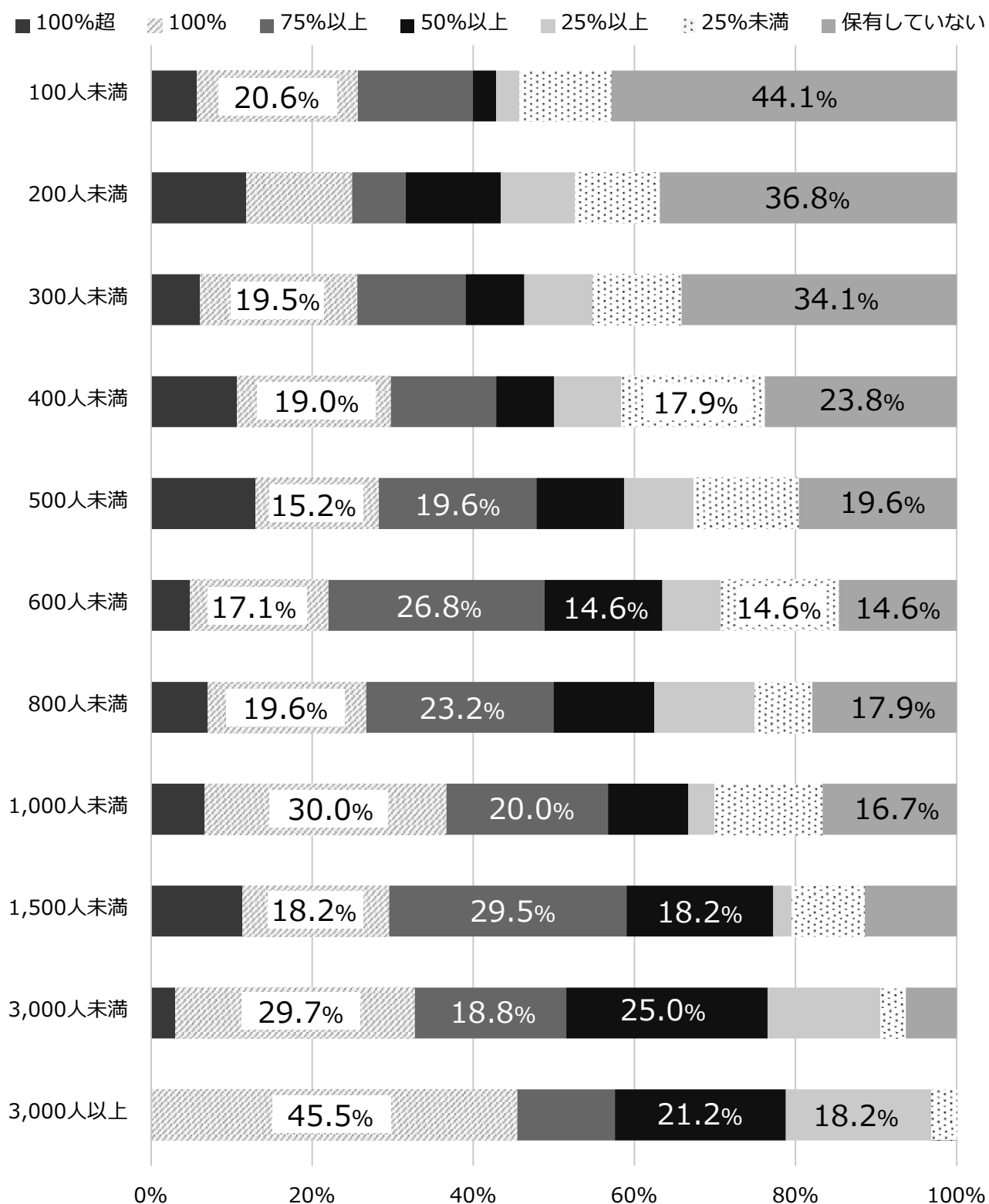
表 Q2 退職給与引当特定資産の保有割合

令和4(2022)年度				
保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	35 (7.4%)	1 (2.9%)	10 (11.2%)	46 (7.8%)
100%	101 (21.5%)	7 (20.6%)	19 (21.3%)	127 (21.4%)
75%以上	84 (17.9%)	2 (5.9%)	14 (15.7%)	100 (16.9%)
50%以上	67 (14.3%)	3 (8.8%)	4 (4.5%)	74 (12.5%)
25%以上	40 (8.5%)	5 (14.7%)	8 (9.0%)	53 (8.9%)
25%未満	43 (9.1%)	12 (35.3%)	8 (9.0%)	63 (10.6%)
保有していない	100 (21.3%)	4 (11.8%)	26 (29.2%)	130 (21.9%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

(参考) 平成 29(2017)年度調査結果

保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	41 (8.8%)	2 (5.9%)	9 (9.1%)	52 (8.7%)
100%	79 (16.9%)	6 (17.6%)	19 (19.2%)	104 (17.3%)
75%以上	91 (19.5%)	1 (2.9%)	18 (18.2%)	110 (18.3%)
50%以上	64 (13.7%)	3 (8.8%)	3 (3.0%)	70 (11.7%)
25%以上	56 (12.0%)	8 (23.5%)	10 (10.1%)	74 (12.3%)
25%未満	39 (8.4%)	10 (29.4%)	9 (9.1%)	58 (9.7%)
保有していない	97 (20.8%)	4 (11.8%)	31 (31.3%)	132 (22.0%)
合 計	467 (100%)	34 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

グラフ Q2-3 入学定員規模別の退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）



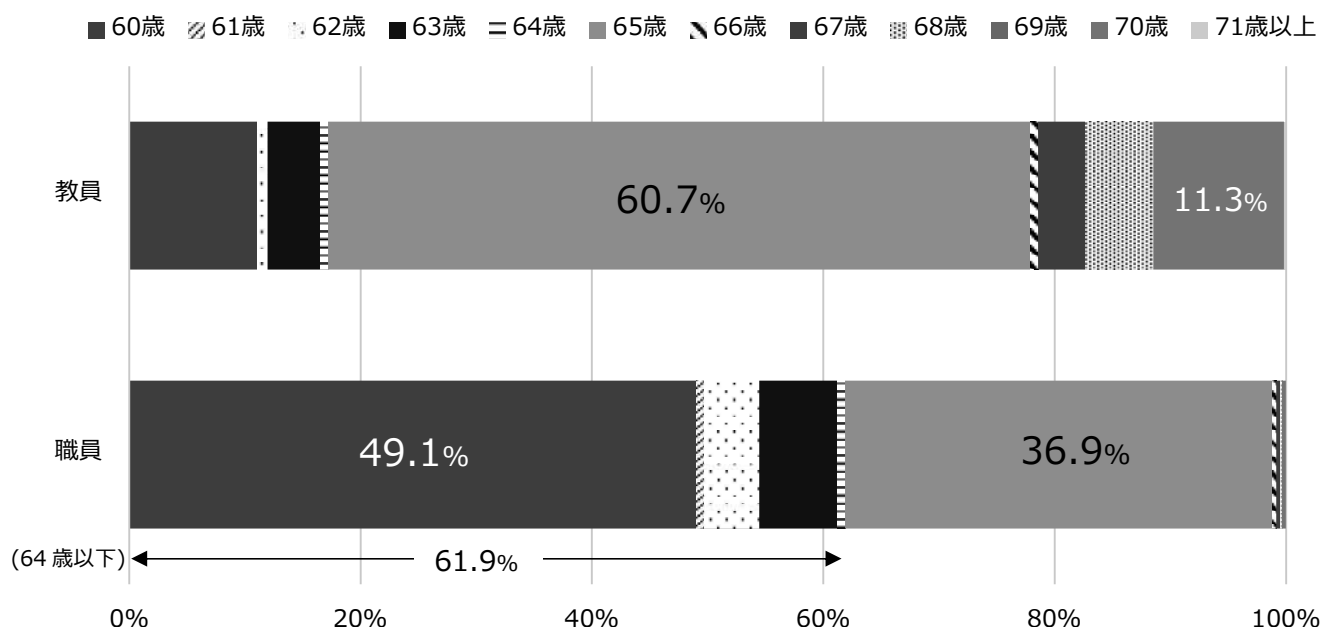
Q3 定年年齢

教職員の定年年齢は、維持会員全体で見ると、教員では360 会員(60.7%)が「65 歳」で、次いで多いのが「70 歳」の67 会員(11.3%)だった。職員では「60 歳」が291 会員(49.1%)で最も多く、次いで「65 歳」で219 会員(36.9%)だった。また、職員では、61.9%の維持会員(367 会員)が64 歳以下だった。

5 年前(平成 29 年度)と比較すると、教員では「70 歳」が減少し、「65 歳」がやや増加している。職員では大きな変化は見られなかった。

入学定員規模別で見ると、教職員ともに規模が大きくなるにつれて定年年齢が高い会員の割合が多くなる傾向にあった。

グラフ Q3-1 定年年齢（会員数の割合）



(注) 教員では「61 歳」、「69 歳」と回答した会員、職員では「69 歳」、「71 歳以上」と回答した会員はいなかった。

グラフ Q3-2 学校法人種別ごとの定年年齢（会員数の割合）

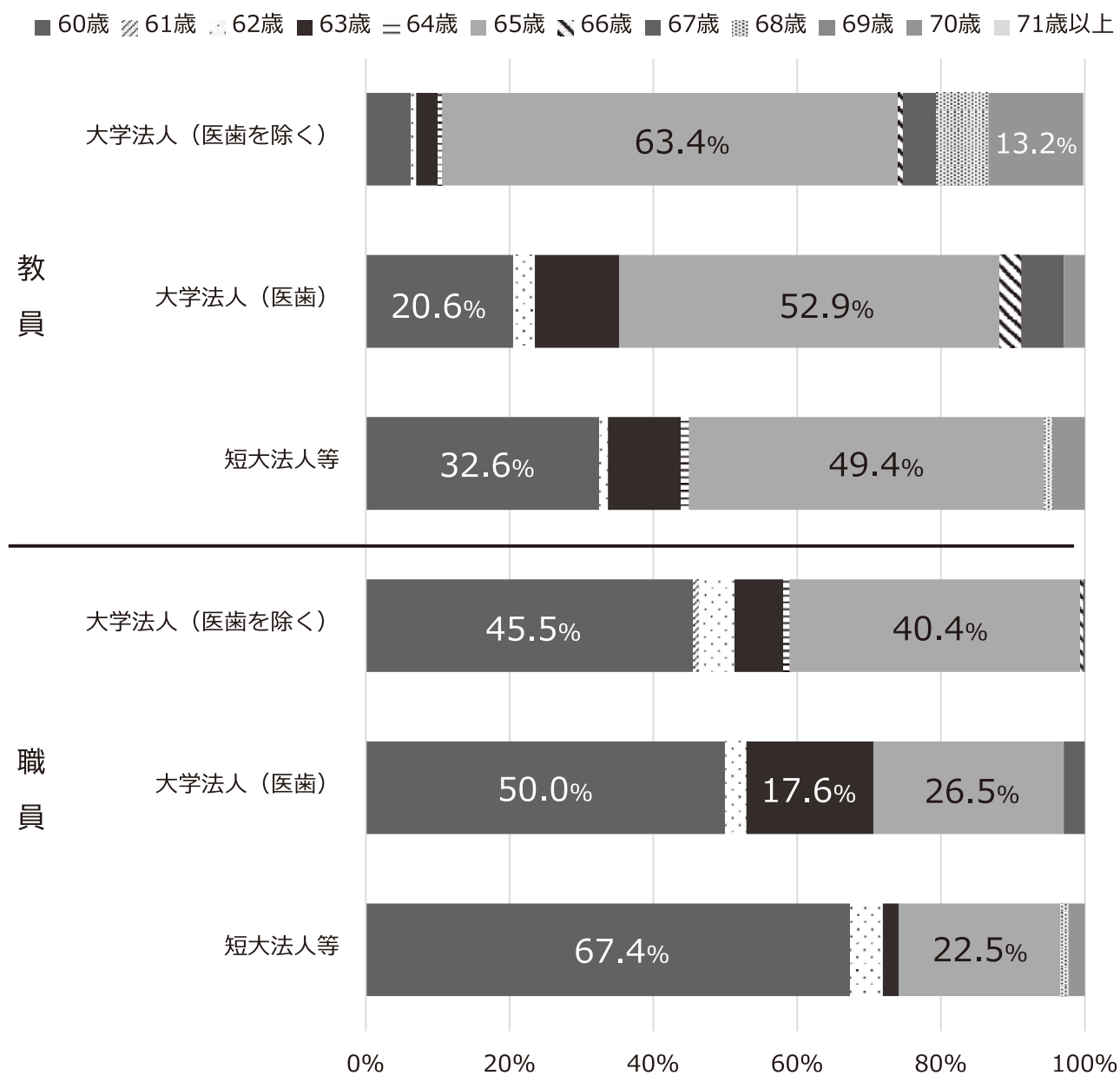


表 Q3 定年年齢

【教 員】

定年年齢	令和4(2022)年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	30 (6.4%)	7 (20.6%)	29 (32.6%)	66 (11.1%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	1 (1.1%)	5 (0.8%)
63歳	14 (3.0%)	4 (11.8%)	9 (10.1%)	27 (4.6%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	1 (1.1%)	4 (0.7%)
65歳	298 (63.4%)	18 (52.9%)	44 (49.4%)	360 (60.7%)
66歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	0 (0%)	4 (0.7%)
67歳	22 (4.7%)	2 (5.9%)	0 (0%)	24 (4.0%)
68歳	34 (7.2%)	0 (0%)	1 (1.1%)	35 (5.9%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	62 (13.2%)	1 (2.9%)	4 (4.5%)	67 (11.3%)
71歳以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

【職 員】

定年年齢	令和4(2022)年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	214 (45.5%)	17 (50.0%)	60 (67.4%)	291 (49.1%)
61歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
62歳	23 (4.9%)	1 (2.9%)	4 (4.5%)	28 (4.7%)
63歳	32 (6.8%)	6 (17.6%)	2 (2.2%)	40 (6.7%)
64歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
65歳	190 (40.4%)	9 (26.5%)	20 (22.5%)	219 (36.9%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	0 (0%)	2 (0.3%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.1%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	0 (0%)	0 (0%)	2 (2.2%)	2 (0.3%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

(参考) 平成 29(2017)年度調査結果

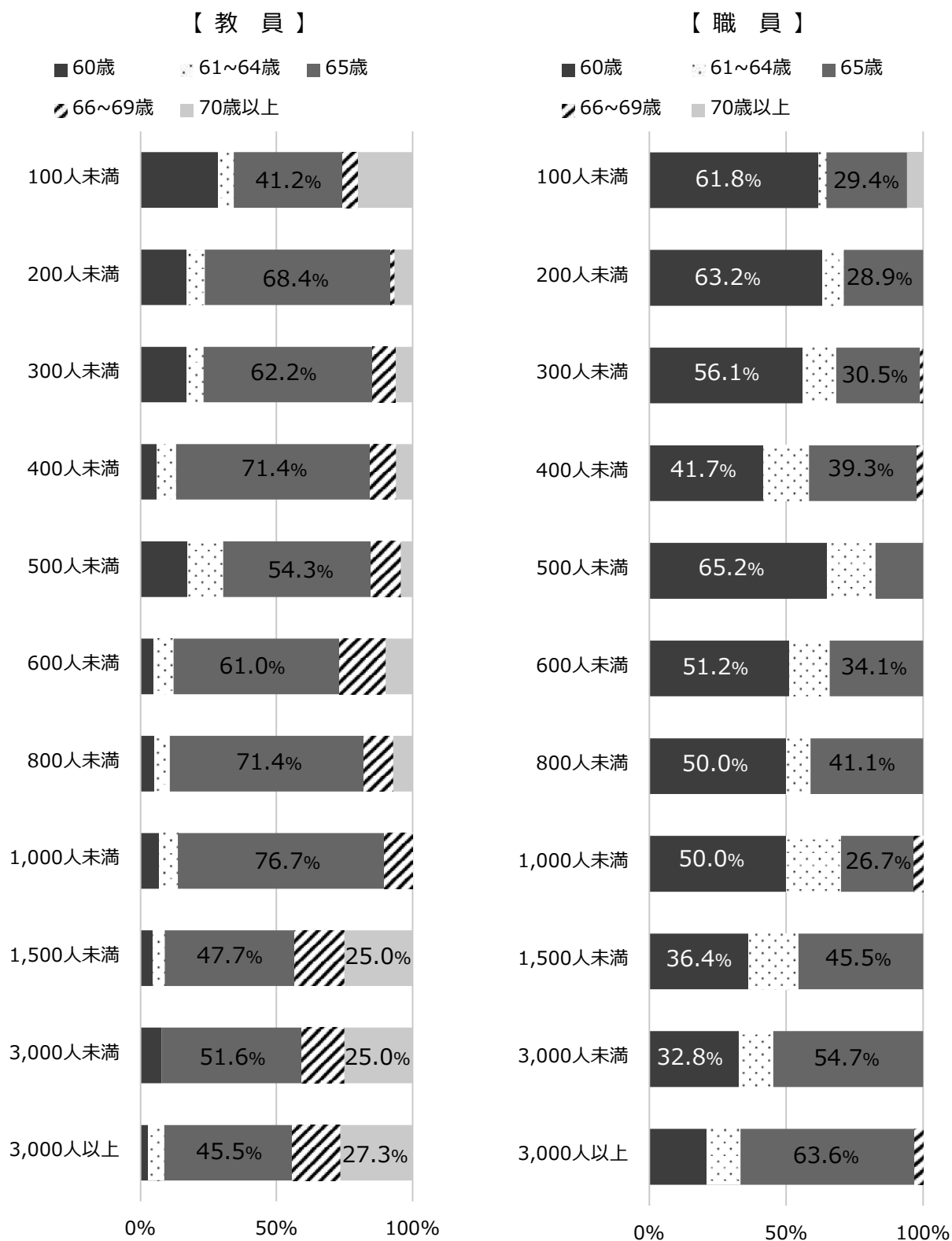
【教 員】

定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	30 (6.4%)	6 (17.6%)	30 (30.3%)	66 (11.0%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	1 (0.2%)
63歳	14 (3.0%)	3 (8.8%)	9 (9.1%)	26 (4.3%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	1 (1.0%)	4 (0.7%)
65歳	285 (61.0%)	19 (55.9%)	50 (50.5%)	354 (59.0%)
66歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	1 (1.0%)	5 (0.8%)
67歳	23 (4.9%)	3 (8.8%)	2 (2.0%)	28 (4.7%)
68歳	34 (7.3%)	0 (0%)	1 (1.0%)	35 (5.8%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	73 (15.6%)	2 (5.9%)	4 (4.0%)	79 (13.2%)
71歳以上	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
合 計	467 (100%)	34 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

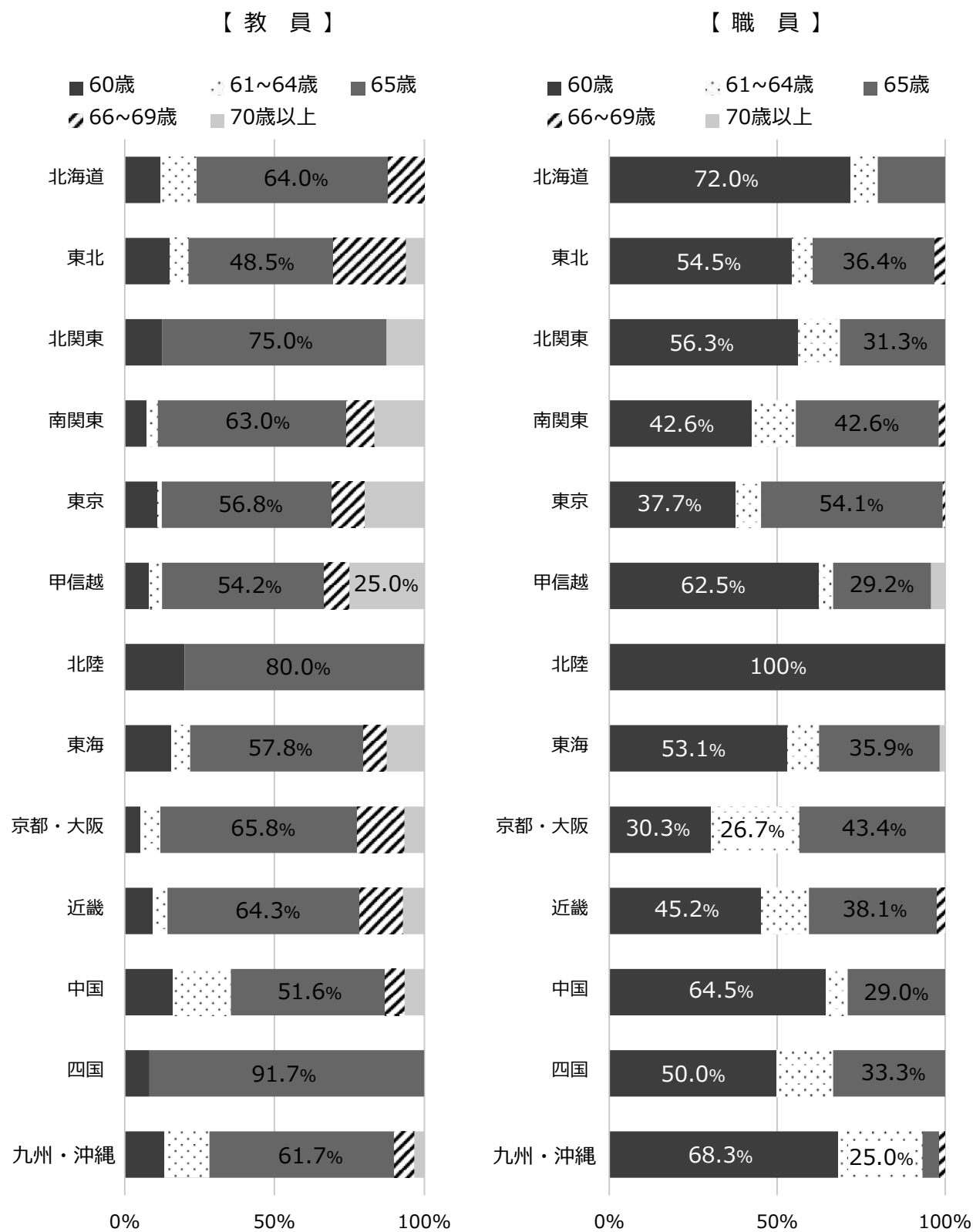
【職 員】

定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	213 (45.6%)	16 (47.1%)	64 (64.6%)	293 (48.8%)
61歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
62歳	23 (4.9%)	1 (2.9%)	4 (4.0%)	28 (4.7%)
63歳	34 (7.3%)	6 (17.6%)	3 (3.0%)	43 (7.2%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (0.5%)
65歳	186 (39.8%)	10 (29.4%)	24 (24.2%)	220 (36.7%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	1 (1.0%)	3 (0.5%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.0%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	1 (0.2%)	0 (0%)	2 (2.0%)	3 (0.5%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	467 (100%)	34 (100%)	99 (100%)	600 (100%)

グラフ Q3-3 入学定員規模別の教職員の定年年齢（会員数の割合）



グラフ Q3-4 地域別の定年年齢（会員数の割合）

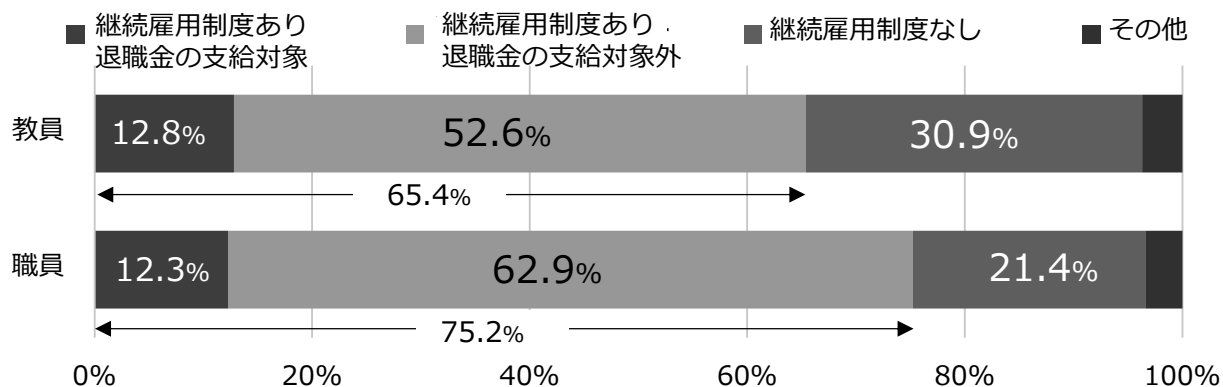


Q4（１）定年退職後の継続雇用制度

定年退職後の継続雇用制度は、継続雇用期間を退職金の支給対象としている・していないにかかわらず、制度を設けている会員が教員で 388 会員（65.4%）、職員で 446 会員（75.2%）だった。継続雇用制度を設けていない会員は、教員で 183 会員（30.9%）、職員で 127 会員（21.4%）だった。

なお、「その他」とした会員からは、「実情に応じ学校が必要と認める者を個別契約で雇用することがある」などの回答があった。

グラフ Q4(1)-1 定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）



グラフ Q4(1)-2 学校法人種別ごとの定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）

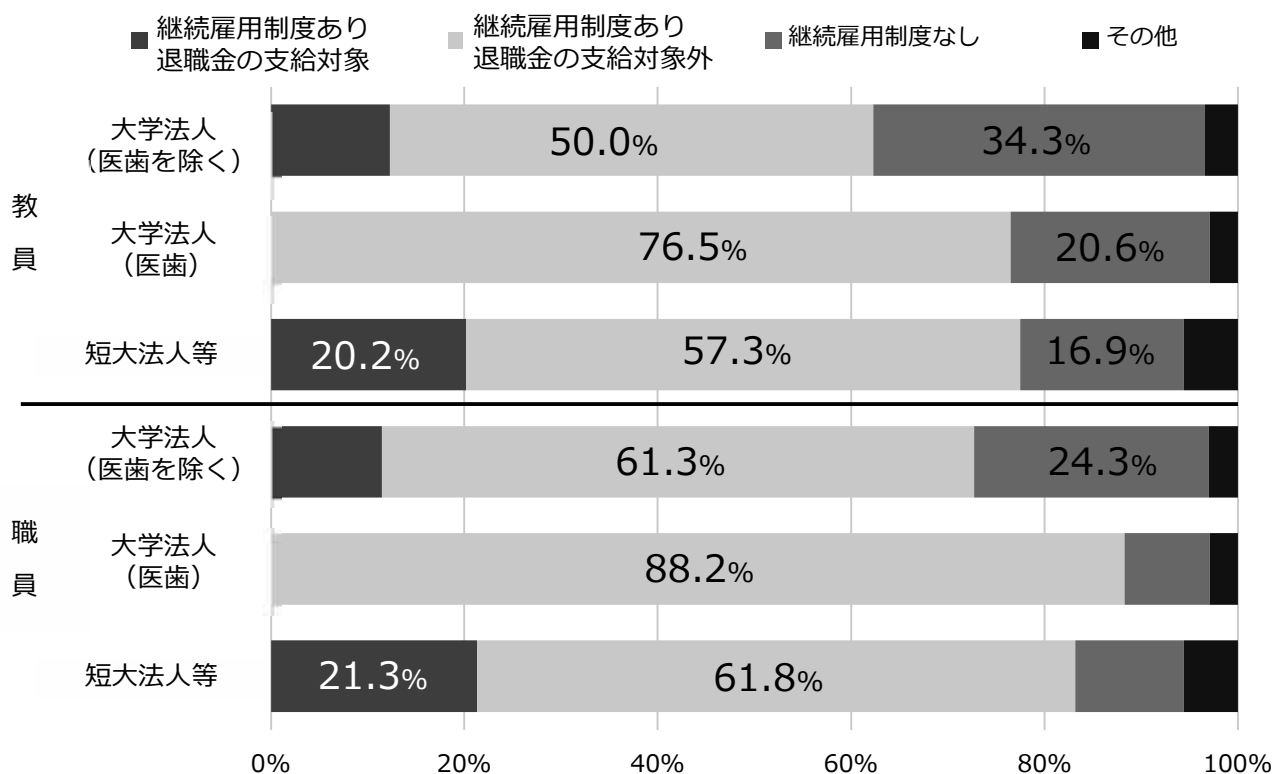


表 Q 4 (1) 定年退職後の継続雇用制度

【 教 員 】

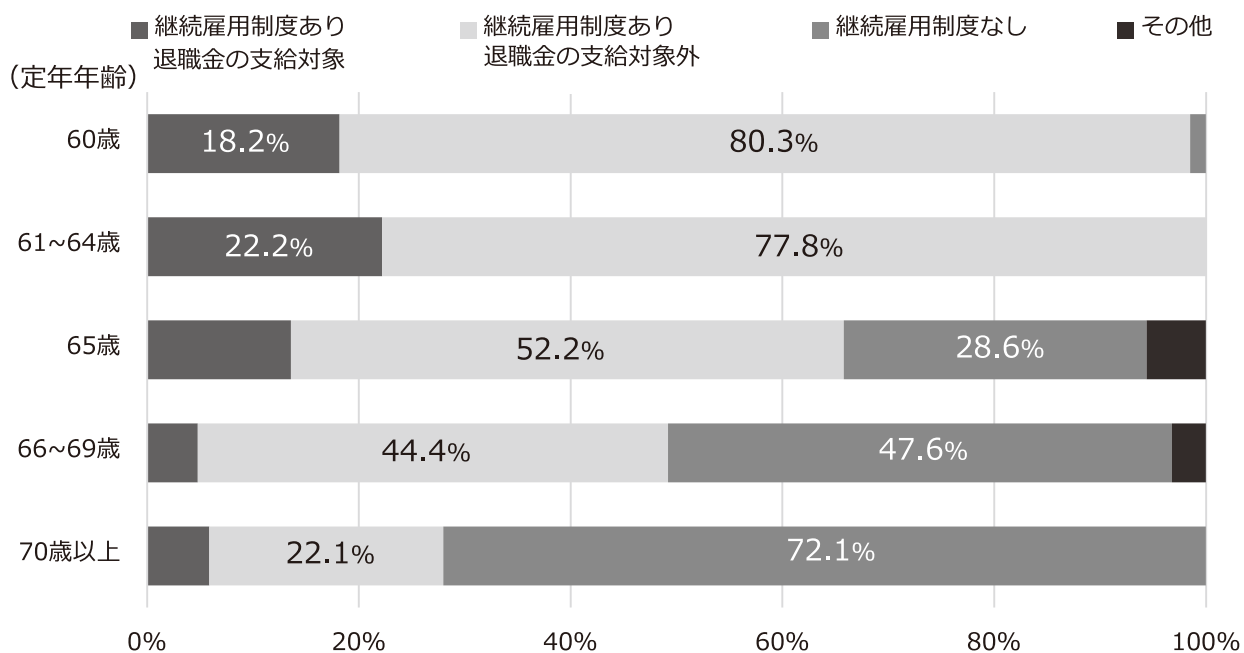
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給対象	58 (12.3%)	0 (0%)	18 (20.2%)	76 (12.8%)
継続雇用制度あり 退職金の支給対象外	235 (50.0%)	26 (76.5%)	51 (57.3%)	312 (52.6%)
継続雇用制度なし	161 (34.3%)	7 (20.6%)	15 (16.9%)	183 (30.9%)
その他	16 (3.4%)	1 (2.9%)	5 (5.6%)	22 (3.7%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

【 職 員 】

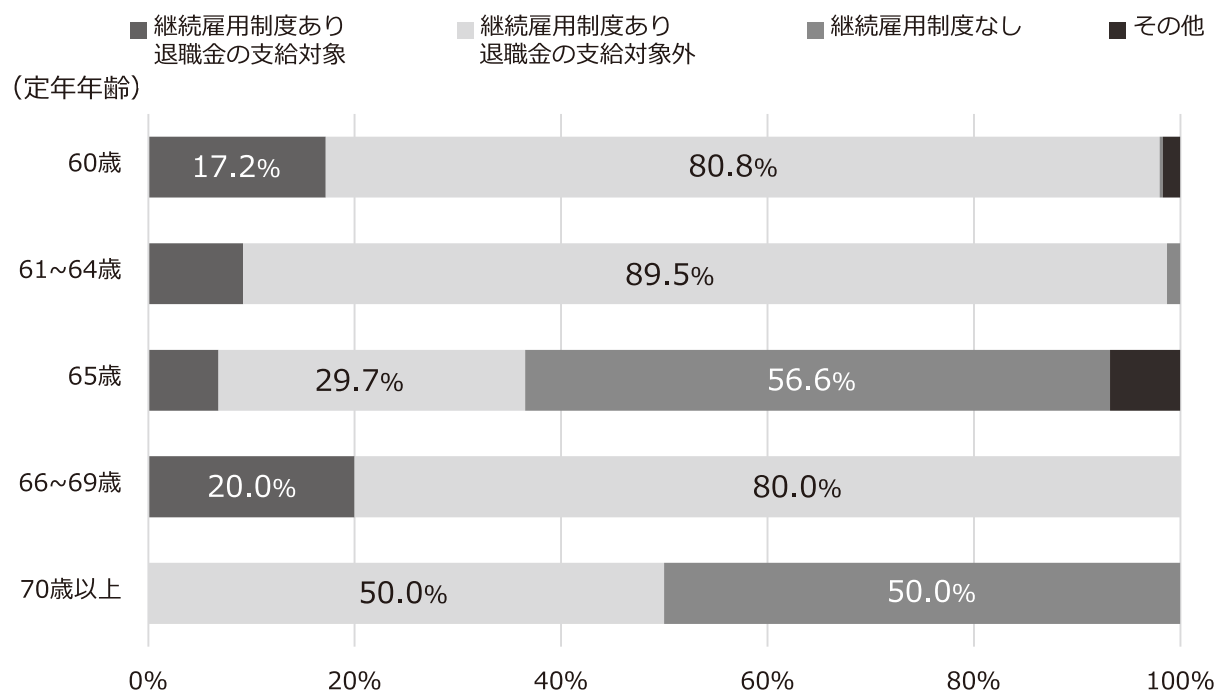
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給対象	54 (11.5%)	0 (0%)	19 (21.3%)	73 (12.3%)
継続雇用制度あり 退職金の支給対象外	288 (61.3%)	30 (88.2%)	55 (61.8%)	373 (62.9%)
継続雇用制度なし	114 (24.3%)	3 (8.8%)	10 (11.2%)	127 (21.4%)
その他	14 (3.0%)	1 (2.9%)	5 (5.6%)	20 (3.4%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

グラフ Q 4 (1)-3 定年年齢別の継続雇用制度（会員数の割合）

【教 員】



【職 員】



Q4（2）継続雇用制度適用者に対する退職金

Q4（1）で、「継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）」と回答された会員（教員 76 会員、職員 73 会員）のうち、「採用から継続雇用期間の終了まで通算した在职期間による支給率を適用し、退職金を支給」とする会員は、教員で 15 会員（19.7%）、職員で 12 会員（16.4%）だった。

また、「継続雇用期間は在职期間を通算しない」とする会員は、教員で 54 会員（71.1%）、職員で 53 会員（72.6%）だった。

なお、「その他」とした会員からは、「個人ごとに異なる」、「通常の算定方法による支給額の半分を支給する」などの回答があった。

表 Q4(2) 継続雇用制度適用者に対する退職金

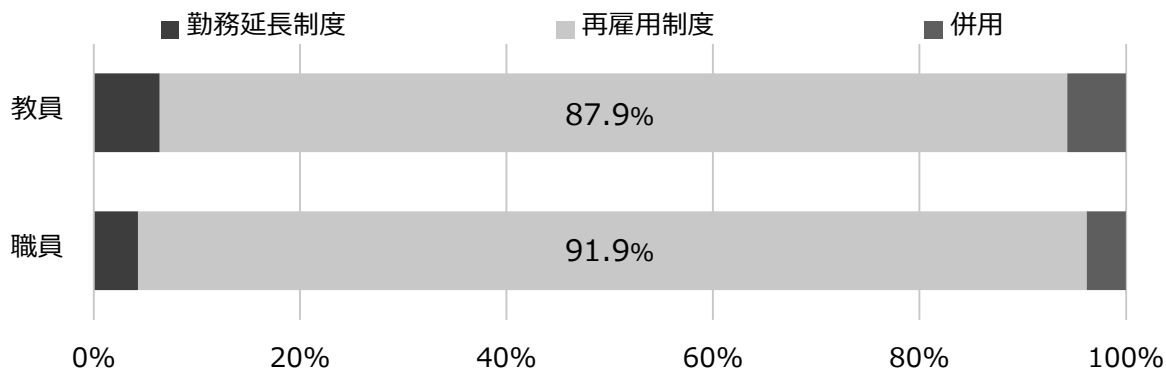
区 分	教員	職員
採用から継続雇用期間の終了まで通算した在职期間による 支給率を適用し、退職金を支給	15 (19.7%)	12 (16.4%)
在職期間を通算しない	54 (71.1%)	53 (72.6%)
継続雇用期間による支給率を適用し、退職金を別途支給	47 (61.8%)	48 (65.8%)
継続雇用期間に応じた定額の退職金を別途支給	6 (7.9%)	5 (6.8%)
役割や勤務成績等を勘案し、個人別に定額の退職金を別途支給	1 (1.3%)	0 (0%)
その他	7 (9.2%)	8 (11.0%)
合 計	76 (100%)	73 (100%)

Q4（3）継続雇用制度の種類

Q4（1）で、継続雇用期間を退職金の支給対象としている・していないにかかわらず、継続雇用制度を設けているとした会員（教員 388 会員、職員 446 会員）のうち、「勤務延長制度」を設けている会員は、教員で 25 会員（6.4%）、職員で 19 会員（4.3%）だった。一方、「再雇用制度」を設けている会員は、教員で 341 会員（87.9%）、職員で 410 会員（91.9%）だった。

「勤務延長制度と再雇用制度の併用」とした会員の各制度の適用要件は、「職位によって異なる」「本人との協議による」「理事会の判断による」などの回答があった。

グラフ Q4(3)-1 継続雇用制度の種類（会員数の割合）



グラフ Q4(3)-2 学校法人種別ごとの継続雇用制度の種類（会員数の割合）

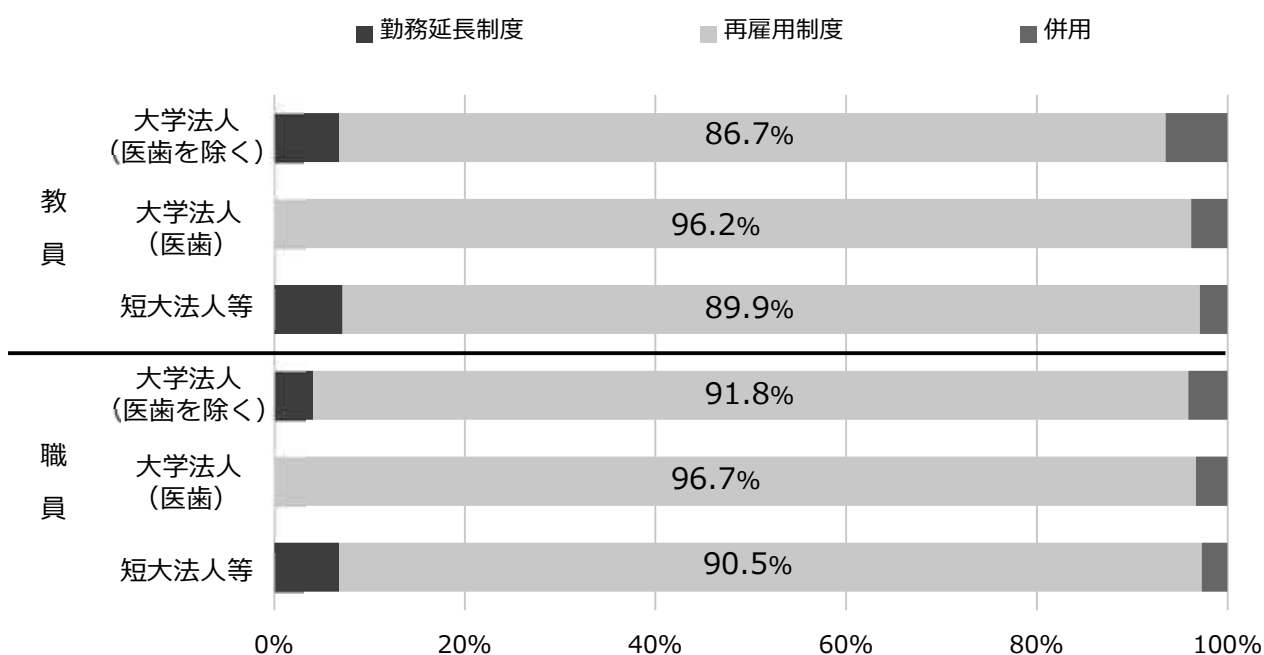


表 Q 4 (3) 継続雇用制度の種類

【教 員】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
勤務延長制度	20 (6.8%)	0 (0%)	5 (7.2%)	25 (6.4%)
再雇用制度	254 (86.7%)	25 (96.2%)	62 (89.9%)	341 (87.9%)
勤務延長制度と 再雇用制度の併用	19 (6.5%)	1 (3.8%)	2 (2.9%)	22 (5.7%)
合 計	293 (100%)	26 (100%)	69 (100%)	388 (100%)

【職 員】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
勤務延長制度	14 (4.1%)	0 (0%)	5 (6.8%)	19 (4.3%)
再雇用制度	314 (91.8%)	29 (96.7%)	67 (90.5%)	410 (91.9%)
勤務延長制度と 再雇用制度の併用	14 (4.1%)	1 (3.3%)	2 (2.7%)	17 (3.8%)
合 計	342 (100%)	30 (100%)	74 (100%)	446 (100%)

Q5 高年齢者就業確保措置の対応状況

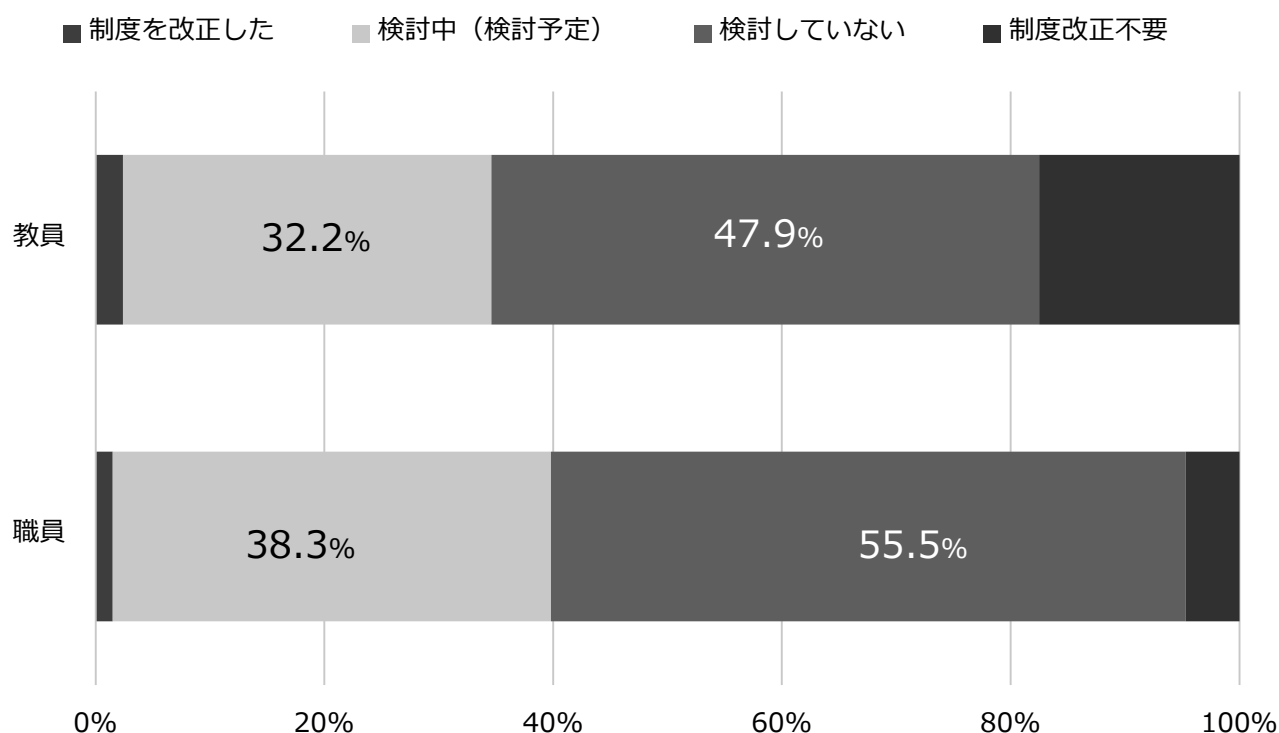
「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正を受けて、70歳までの就業確保措置としての制度改正の実施または検討状況、制度改正の具体的な内容、検討内容を調査した。

制度改正の実施または検討状況については、教職員共に「検討していない」との回答が多く、教員では284会員(47.9%)、職員では329会員(55.5%)だった。次いで多かったのは「検討中(検討予定)」で、教員では191会員(32.2%)、職員では227会員(38.3%)だった。

「制度を改正した」会員からは、「再雇用制度を導入した」や「再雇用制度を改正し対象を70歳までとした」などの回答を得た。

「検討中(検討予定)」の会員は、教職員共に「現時点では方向性が決まっていない」とする会員が多く、教員では130会員(68.1%)、職員では158会員(69.6%)であった。

グラフ Q5(1)-1 就業確保措置としての制度改正の実施・検討状況(会員数の割合)



グラフ Q5(1)-2 学校法人種別ごとの制度改革の実施・検討状況（会員数の割合）

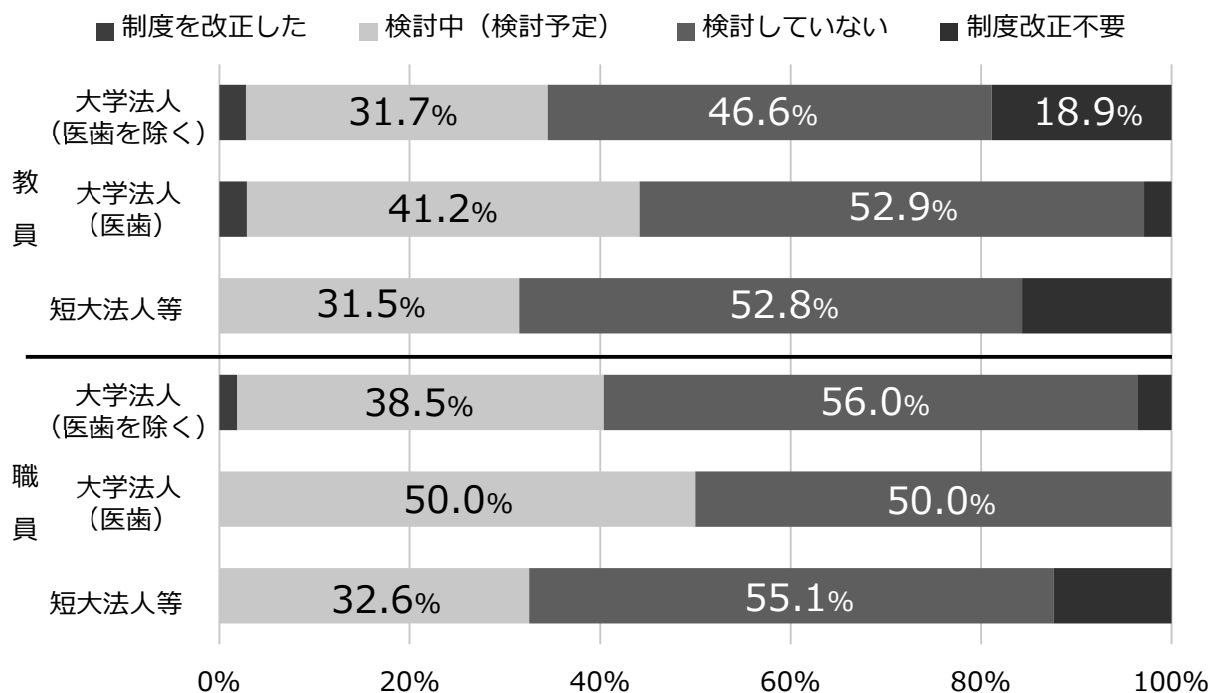


表 Q5(1) 就業確保措置としての制度改革の実施・検討状況

【教 員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
制度改革した	13 (2.8%)	1 (2.9%)	0 (0%)	14 (2.4%)
検討中 (検討予定)	149 (31.7%)	14 (41.2%)	28 (31.5%)	191 (32.2%)
検討していない	219 (46.6%)	18 (52.9%)	47 (52.8%)	284 (47.9%)
制度改革は不要	89 (18.9%)	1 (2.9%)	14 (15.7%)	104 (17.5%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

【職 員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
制度改革した	9 (1.9%)	0 (0%)	0 (0%)	9 (1.5%)
検討中 (検討予定)	181 (38.5%)	17 (50.0%)	29 (32.6%)	227 (38.3%)
検討していない	263 (56.0%)	17 (50.0%)	49 (55.1%)	329 (55.5%)
制度改革は不要	17 (3.6%)	0 (0%)	11 (12.4%)	28 (4.7%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

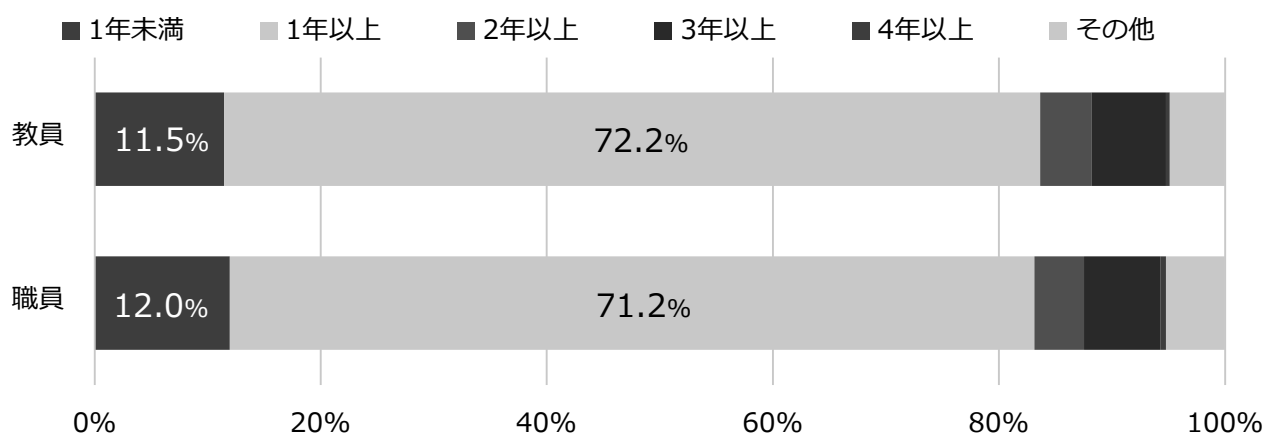
Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

退職金の支給対象となるために必要な在職期間は、全体では、教職員ともに「1年以上」の回答が70%を超えており、教員で428会員（72.2%）、職員で422会員（71.2%）だった。次いで多いのは「1年未満」で、教員で68会員（11.5%）、職員で71会員（12.0%）だった。

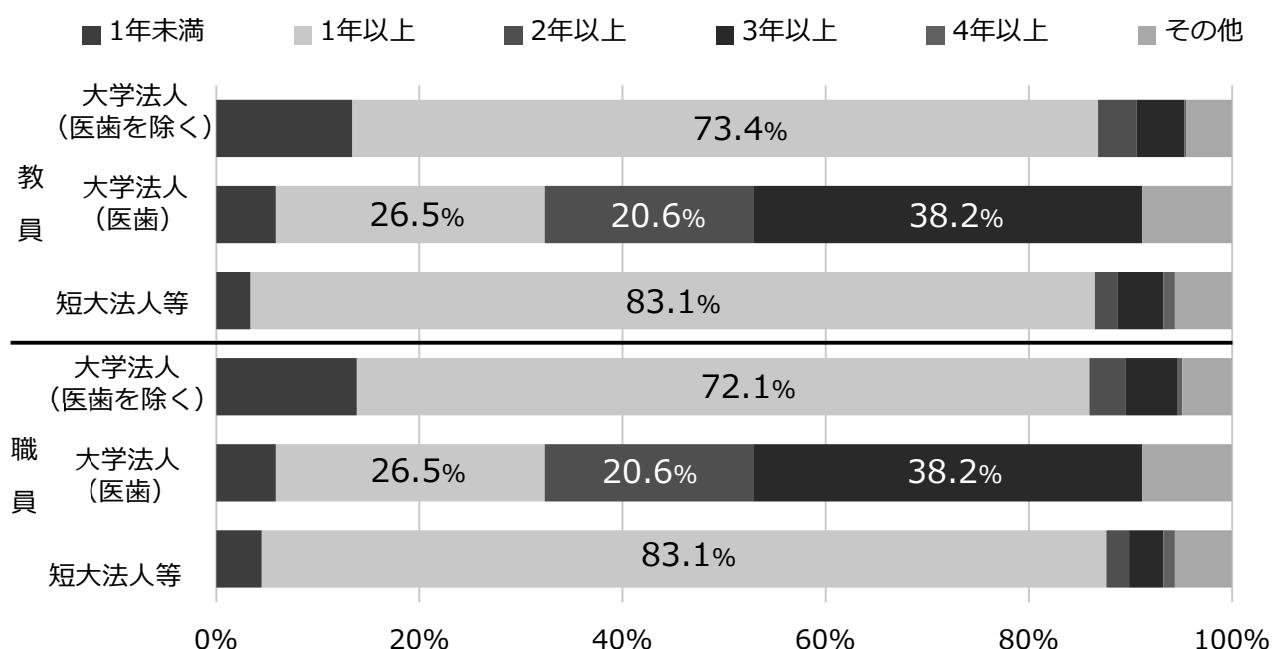
「大学法人（医歯）」では、教職員ともに「3年以上」が最も多かった。

なお、「その他」とした会員からは、「退職事由により異なる」などの回答があった。

グラフ Q6-1 退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）



グラフ Q6-2 学校法人種別ごとの退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）



グラフ Q5(3) 制度改革の検討状況・内容（会員数の割合）

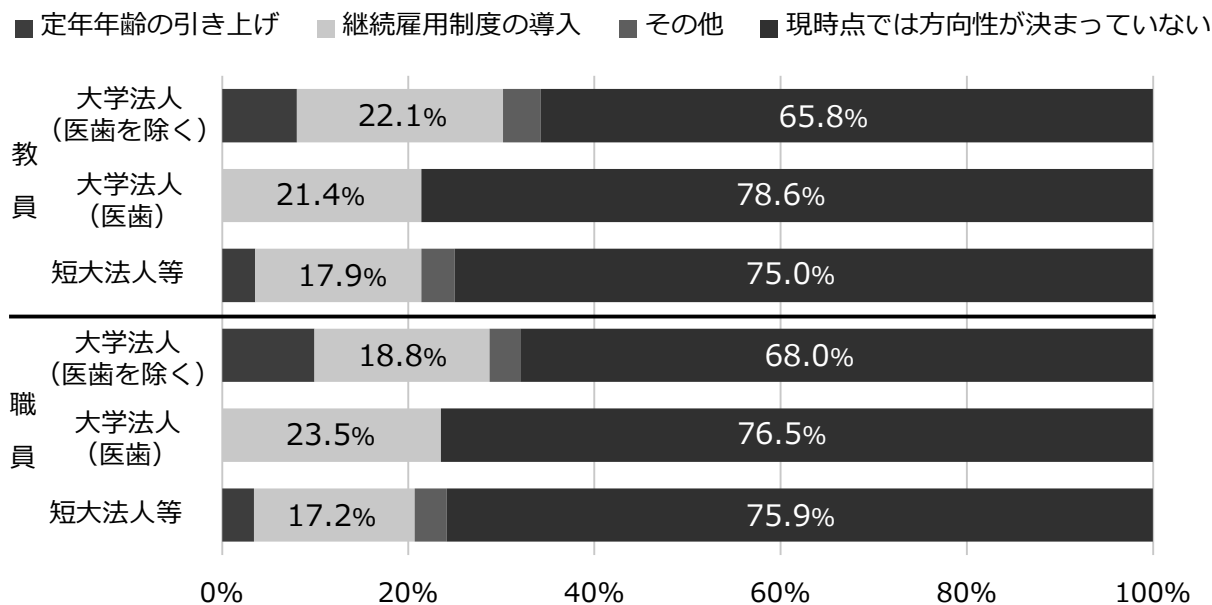


表 Q5(3) 制度改革の検討状況・内容

【教 員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
定年年齢の引き上げ	12 (8.1%)	0 (0%)	1 (3.6%)	13 (6.8%)
継続雇用制度の導入	33 (22.1%)	3 (21.4%)	5 (17.9%)	41 (21.5%)
その他	6 (4.0%)	0 (0%)	1 (3.6%)	7 (3.7%)
方向性が決まっていない	98 (65.8%)	11 (78.6%)	21 (75.0%)	130 (68.1%)
合 計	149 (100%)	14 (100%)	28 (100%)	191 (100%)

【職 員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
定年年齢の引き上げ	18 (9.9%)	0 (0%)	1 (3.4%)	19 (8.4%)
継続雇用制度の導入	34 (18.8%)	4 (23.5%)	5 (17.2%)	43 (18.9%)
その他	6 (3.3%)	0 (0%)	1 (3.4%)	7 (3.1%)
方向性が決まっていない	123 (68.0%)	13 (76.5%)	22 (75.9%)	158 (69.6%)
合 計	181 (100%)	17 (100%)	29 (100%)	227 (100%)

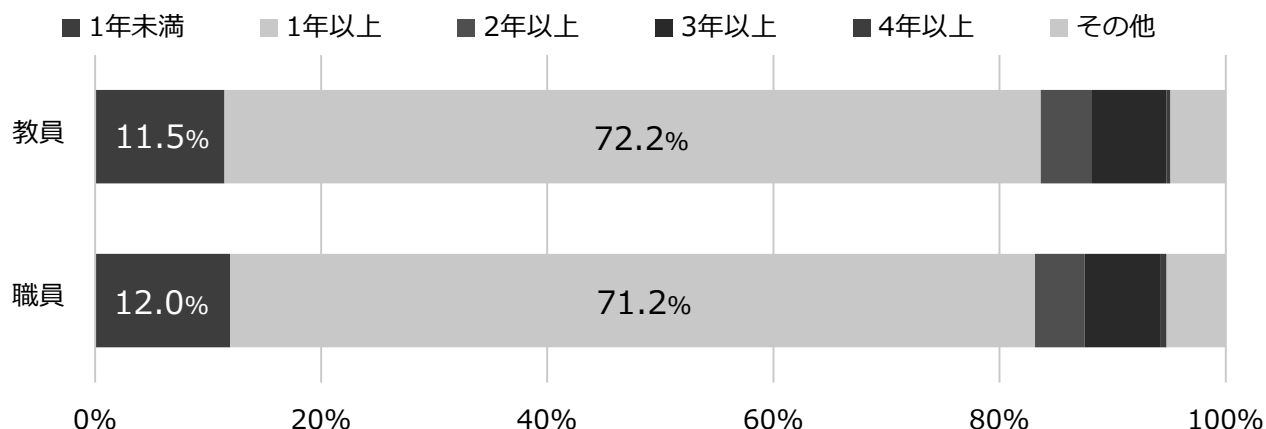
Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

退職金の支給対象となるために必要な在職期間は、全体では、教職員ともに「1年以上」の回答が70%を超えており、教員で428会員（72.2%）、職員で422会員（71.2%）だった。次いで多いのは「1年未満」で、教員で68会員（11.5%）、職員で71会員（12.0%）だった。

「大学法人（医歯）」では、教職員ともに「3年以上」が最も多かった。

なお、「その他」とした会員からは、「退職事由により異なる」などの回答があった。

グラフ Q6-1 退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）



グラフ Q6-2 学校法人種別ごとの退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）

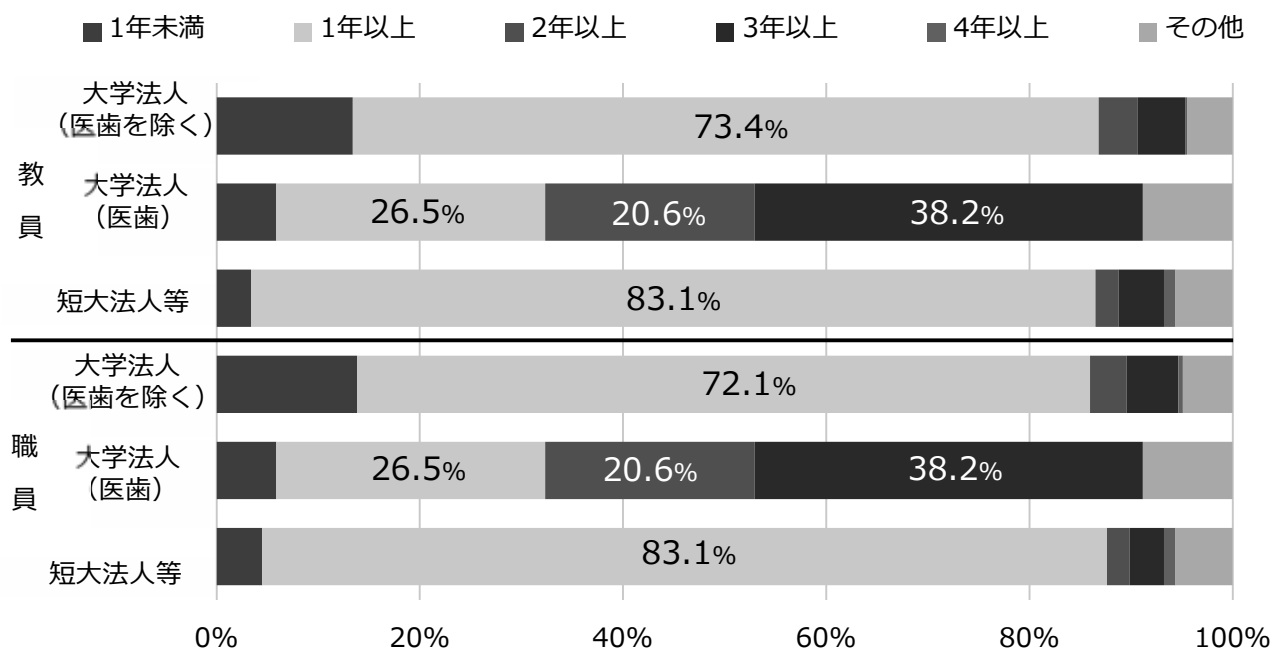


表 Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

【教 員】

必要な在職期間	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
1年未満	63 (13.4%)	2 (5.9%)	3 (3.4%)	68 (11.5%)
1年以上	345 (73.4%)	9 (26.5%)	74 (83.1%)	428 (72.2%)
2年以上	18 (3.8%)	7 (20.6%)	2 (2.2%)	27 (4.6%)
3年以上	22 (4.7%)	13 (38.2%)	4 (4.5%)	39 (6.6%)
4年以上	1 (0.2%)	0 (0%)	1 (1.1%)	2 (0.3%)
その他	21 (4.5%)	3 (8.8%)	5 (5.6%)	29 (4.9%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

【職 員】

必要な在職期間	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
1年未満	65 (13.8%)	2 (5.9%)	4 (4.5%)	71 (12.0%)
1年以上	339 (72.1%)	9 (26.5%)	74 (83.1%)	422 (71.2%)
2年以上	17 (3.6%)	7 (20.6%)	2 (2.2%)	26 (4.4%)
3年以上	24 (5.1%)	13 (38.2%)	3 (3.4%)	40 (6.7%)
4年以上	2 (0.4%)	0 (0%)	1 (1.1%)	3 (0.5%)
その他	23 (4.9%)	3 (8.8%)	5 (5.6%)	31 (5.2%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

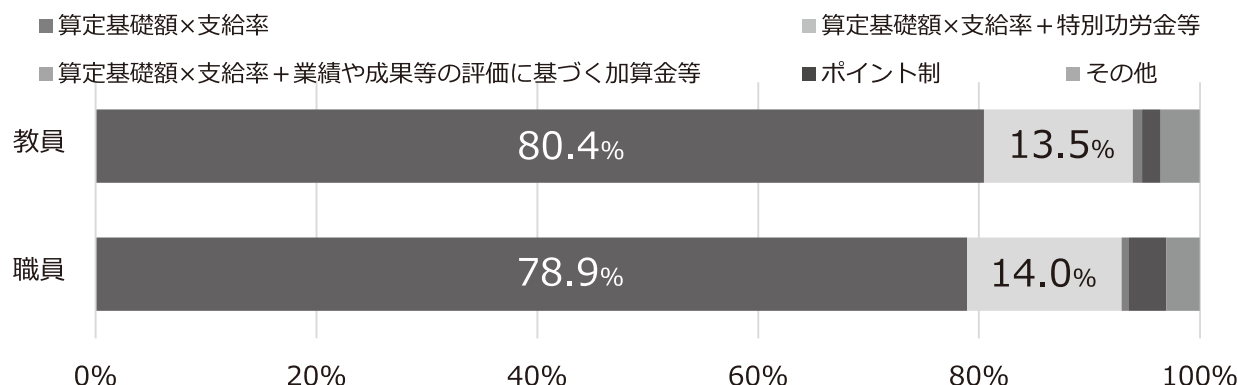
Q7 退職金の算定方法

退職金の算定方法は、教職員ともに「退職金算定基礎額×支給率」が約8割を占め、教員では477会員（80.4%）、職員では468会員（78.9%）であった。次に多いのが「退職金算定基礎額×支給率に特別功労金等を加算する」で、教員は80会員（13.5%）、職員は83会員（14.0%）であった。

また、業績等の評価を反映する方法である「退職金算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等」及び「ポイント制」と回答した会員を合わせると、教員で15会員（2.5%）、職員で24会員（4.1%）で、昨年度とほぼ変化はなかった。

なお、「その他」とした会員からは、「複数の算定方法を設定し併用する」などの回答があった。

グラフ Q7-1 退職金の算定方法（会員数の割合）



グラフ Q7-2 学校法人種別ごとの退職金の算定方法（会員数の割合）

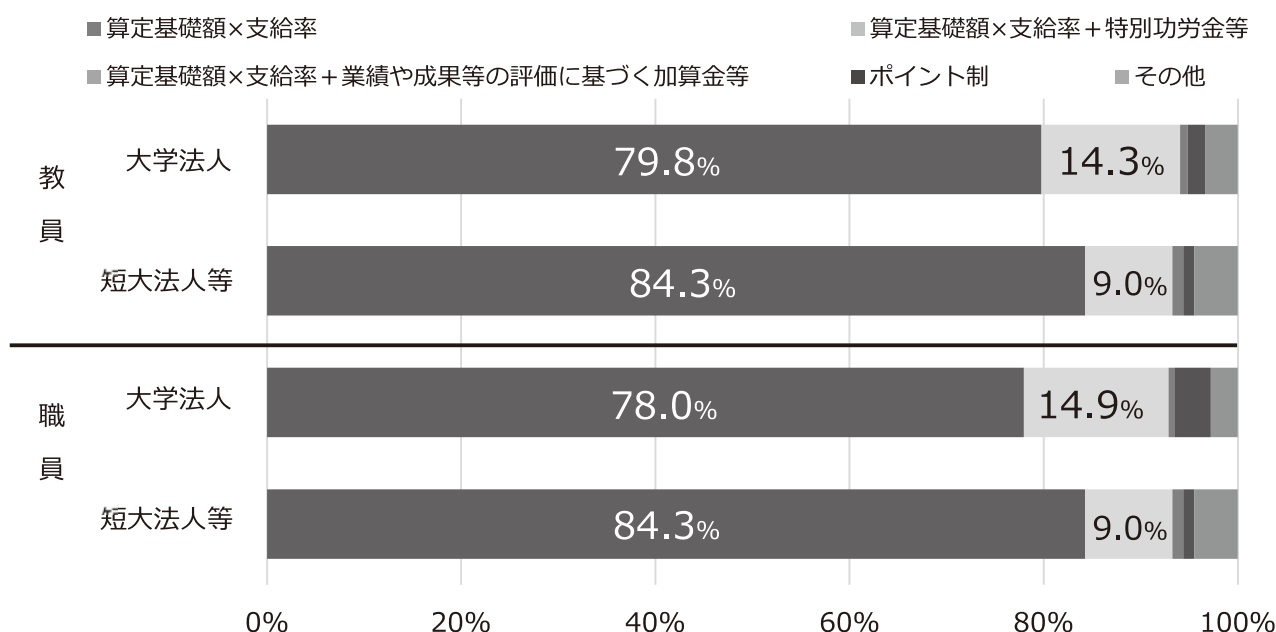


表 Q7 退職金の算定方法

【教 員】

退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	402 (79.8%)	75 (84.3%)	477 (80.4%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	72 (14.3%)	8 (9.0%)	80 (13.5%)
算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等	4 (0.8%)	1 (1.1%)	5 (0.8%)
ポイント制	9 (1.8%)	1 (1.1%)	10 (1.7%)
その他	17 (3.4%)	4 (4.5%)	21 (3.5%)
合 計	504 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

【職 員】

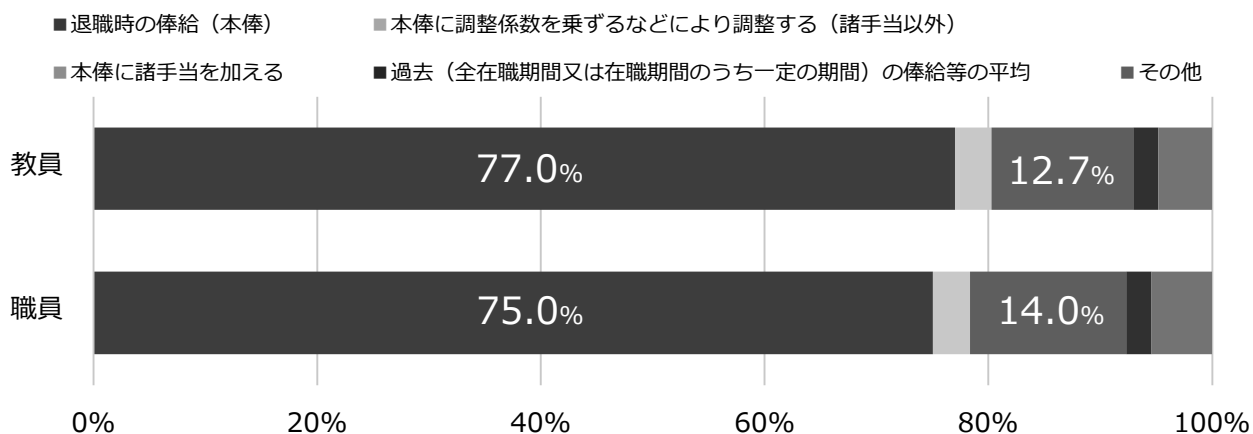
退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	393 (78.0%)	75 (84.3%)	468 (78.9%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	75 (14.9%)	8 (9.0%)	83 (14.0%)
算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等	3 (0.6%)	1 (1.1%)	4 (0.7%)
ポイント制	19 (3.8%)	1 (1.1%)	20 (3.4%)
その他	14 (2.8%)	4 (4.5%)	18 (3.0%)
合 計	504 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

Q8 退職金の算定基礎額（Q7において「ポイント制」と回答した会員を除く）

退職金算定の基礎としている俸給の月額、教職員ともに「退職時の俸給（本俸）」とする会員が最も多く、教員で 449 会員（77.0%）、職員で 430 会員（75.0%）だった。次いで多いのが「本俸に諸手当を加える」とする会員で、教員で 74 会員（12.7%）、職員で 80 会員（14.0%）だった。

なお、「その他」とした会員からは、「在職中の最高時の俸給月額」、「退職時に適用されている退職金財団の標準俸給月額」などの回答があった。

グラフ Q8-1 退職金の算定基礎額（会員数の割合）



グラフ Q8-2 学校法人種別ごとの退職金の算定基礎額（会員数の割合）

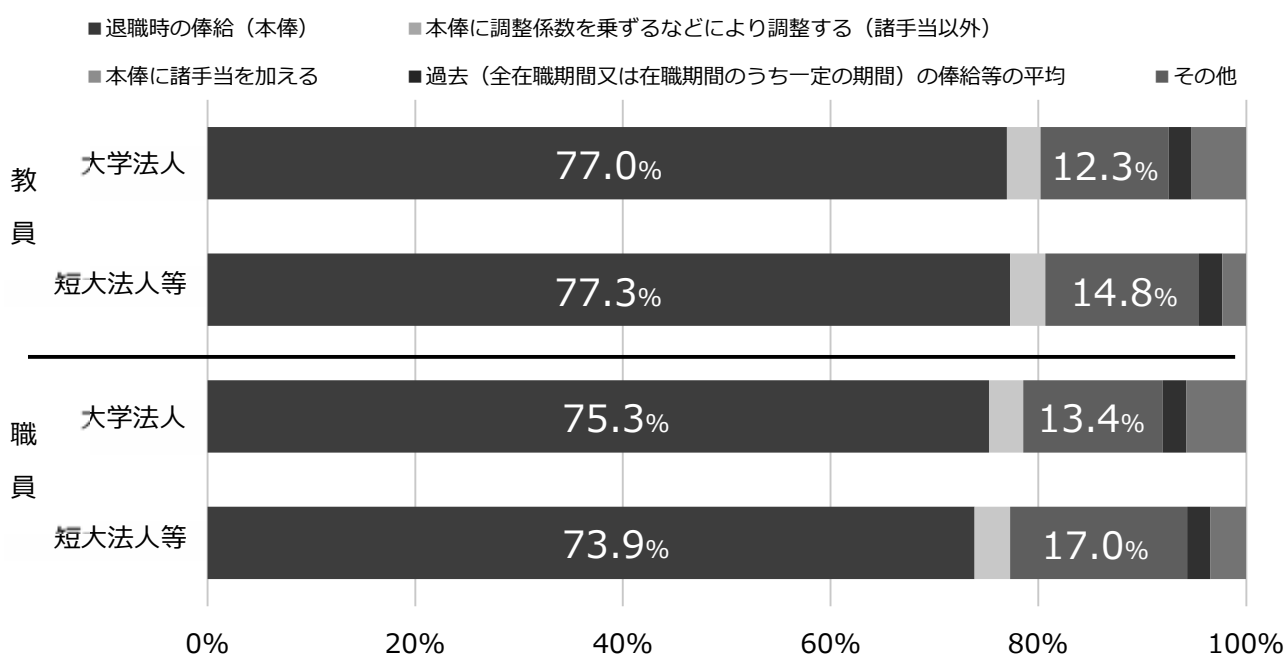


表 Q8 退職金の算定基礎額

【教 員】

退職金の算定基礎額	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	381 (77.0%)	68 (77.3%)	449 (77.0%)
本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）	16 (3.2%)	3 (3.4%)	19 (3.3%)
本俸に諸手当を加える	61 (12.3%)	13 (14.8%)	74 (12.7%)
過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の 俸給等の平均	11 (2.2%)	2 (2.3%)	13 (2.2%)
その他	26 (5.3%)	2 (2.3%)	28 (4.8%)
合 計	495 (100%)	88 (100%)	583 (100%)

【職 員】

退職金の算定基礎額	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	365 (75.3%)	65 (73.9%)	430 (75.0%)
本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）	16 (3.3%)	3 (3.4%)	19 (3.3%)
本俸に諸手当を加える	65 (13.4%)	15 (17.0%)	80 (14.0%)
過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の 俸給等の平均	11 (2.3%)	2 (2.3%)	13 (2.3%)
その他	28 (5.8%)	3 (3.4%)	31 (5.4%)
合 計	485 (100%)	88 (100%)	573 (100%)

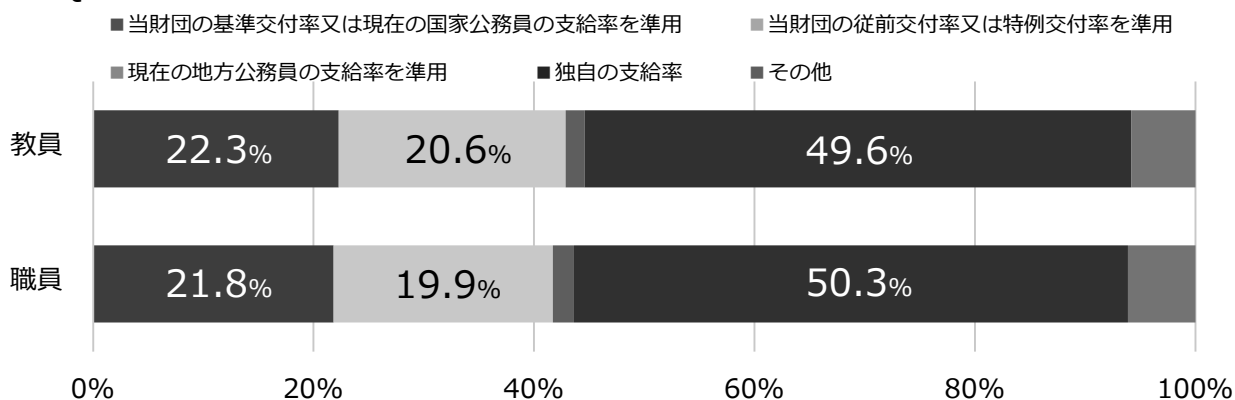
Q9 退職金の支給率の基準（Q7において「ポイント制」と回答した会員を除く）

退職金の計算に使用する支給率は何を基準として定めているかについて、教職員ともに「独自の支給率」とした会員が約半数となり、教員では 289 会員（49.6%）、職員では 288 会員（50.3%）だった。

学校法人種別ごとに見ると、大学法人では「独自の支給率」とする会員が多く、短大法人等では「当財団の基準交付率又は現在の国家公務員の支給率を準用」とする会員が多かった。

なお、「その他」とした会員からは「過去の国家公務員（又は地方公務員）の支給率を準用」などの回答があった。

グラフ Q9-1 退職金の支給率の基準（会員数の割合）



グラフ Q9-2 学校法人種別ごとの退職金の支給率の基準（会員数の割合）

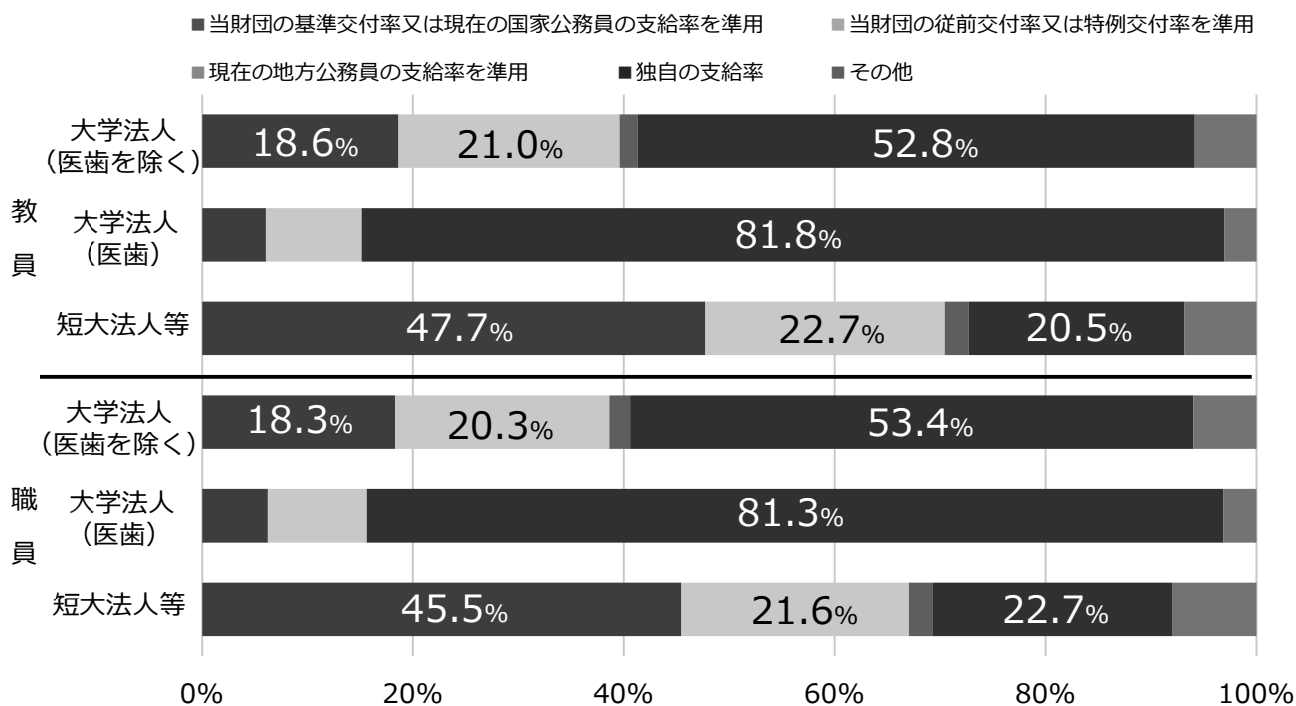


表 Q9 退職金の支給率の基準

【教 員】

退職金の支給率の基準	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
当財団の基準交付率又は 現在の国家公務員の支給率を準用	86 (18.6%)	2 (6.1%)	42 (47.7%)	130 (22.3%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	97 (21.0%)	3 (9.1%)	20 (22.7%)	120 (20.6%)
現在の地方公務員の支給率を準用	8 (1.7%)	0 (0%)	2 (2.3%)	10 (1.7%)
独自の支給率	244 (52.8%)	27 (81.8%)	18 (20.5%)	289 (49.6%)
その他	27 (5.8%)	1 (3.0%)	6 (6.8%)	34 (5.8%)
合 計	462 (100%)	33 (100%)	88 (100%)	583 (100%)

【職 員】

退職金の支給率の基準	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
当財団の基準交付率又は 現在の国家公務員の支給率を準用	83 (18.3%)	2 (6.3%)	40 (45.5%)	125 (21.8%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	92 (20.3%)	3 (9.4%)	19 (21.6%)	114 (19.9%)
現在の地方公務員の支給率を準用	9 (2.0%)	0 (0%)	2 (2.3%)	11 (1.9%)
独自の支給率	242 (53.4%)	26 (81.3%)	20 (22.7%)	288 (50.3%)
その他	27 (6.0%)	1 (3.1%)	7 (8.0%)	35 (6.1%)
合 計	453 (100%)	32 (100%)	88 (100%)	573 (100%)

Q10（１）退職年金制度

退職年金制度については、令和元(2019)年度以来に調査を行った。

退職一時金以外の退職年金制度を設けている会員は 36 会員であり、令和元年度と比較して 11 会員増加した。

制度を設けている会員のうち、「確定給付年金制度を設けている」と回答した会員は 12 会員（2.0%）で、「確定拠出年金制度を設けている」と回答した会員は 13 会員（2.2%）だった。

「それ以外の制度を設けている」とした会員は 11 会員（1.9%）で、「確定給付型と確定拠出型の両方を併せ持った形式」や「拠出型企業年金保険」といった回答があった。

入学定員規模別に見ると、3,000 人以上の規模の法人では「確定拠出年金制度を設けている」「それ以外の制度を設けている」とした会員がそれぞれ 18.2%であった。

グラフ Q10(1)-1 学校法人種別ごとの退職年金制度の状況（会員数の割合）

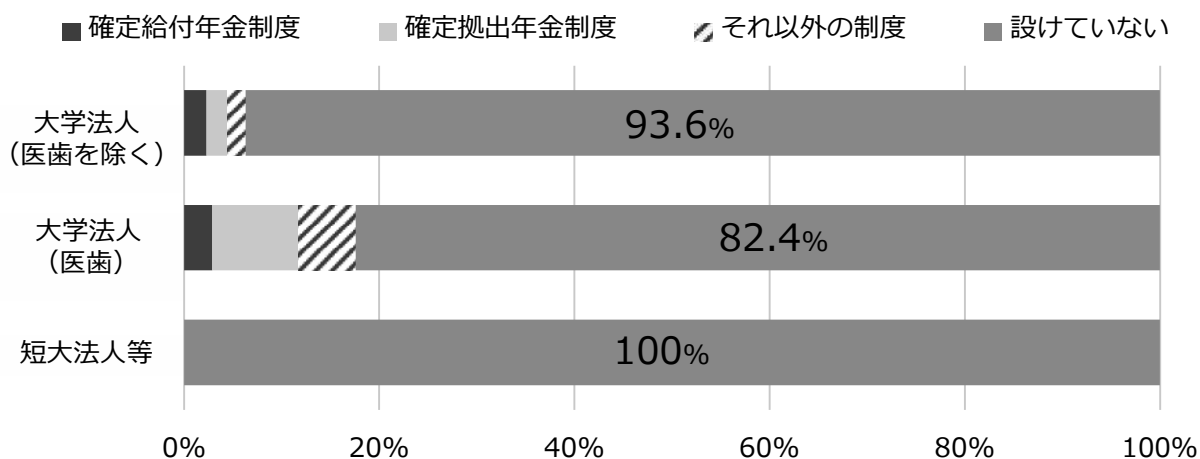
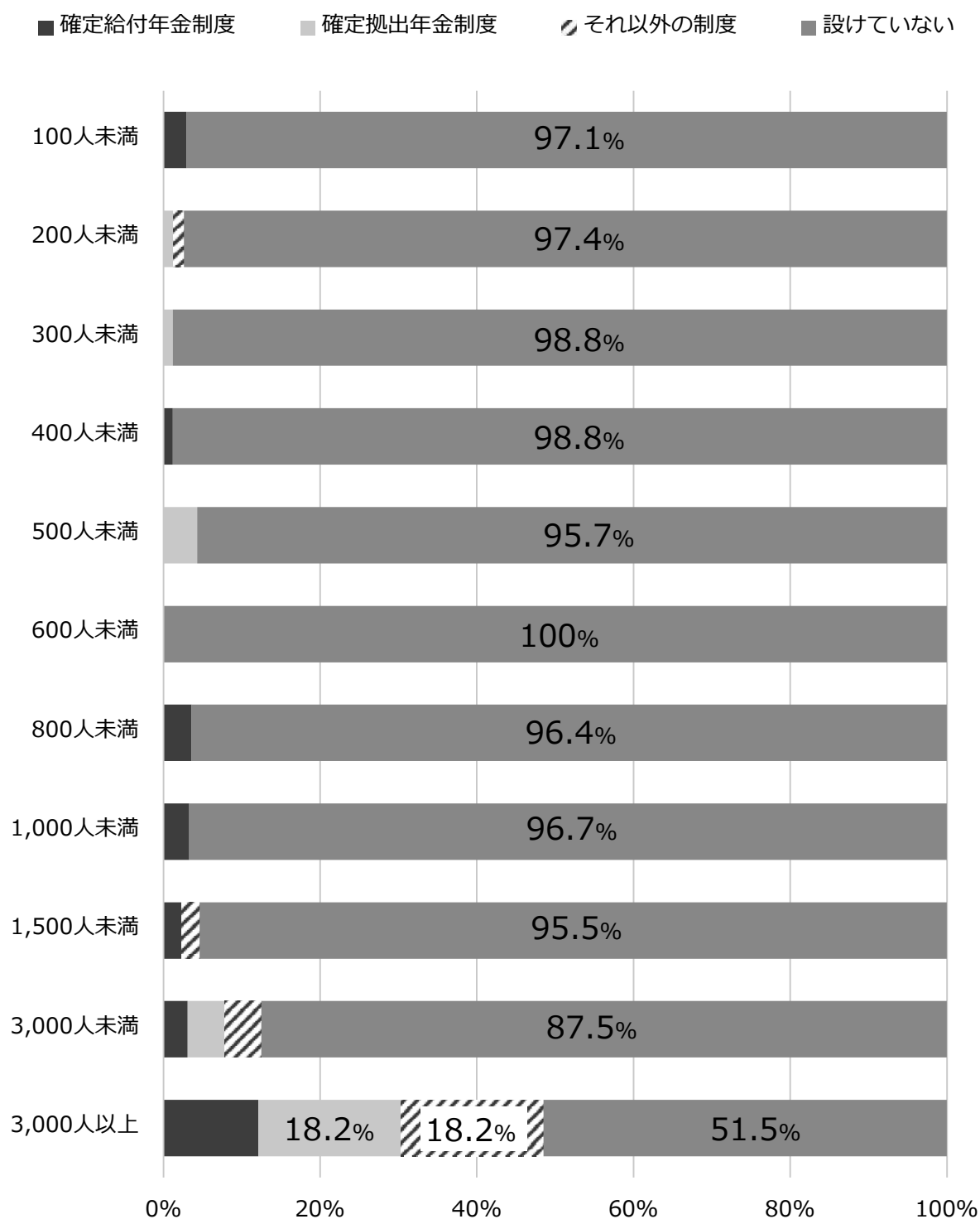


表 Q10(1) 退職年金制度の状況

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
確定給付年金制度を 設けている	11 (2.3%)	1 (2.9%)	0 (0%)	12 (2.0%)
確定拠出年金制度を 設けている	10 (2.1%)	3 (8.8%)	0 (0%)	13 (2.2%)
それ以外の制度を 設けている	9 (1.9%)	2 (5.9%)	0 (0%)	11 (1.9%)
設けていない	440 (93.6%)	28 (82.4%)	89 (100%)	557 (93.9%)
合 計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)	593 (100%)

グラフ Q10(1)-2 入学定員規模別の退職年金制度の状況



Q10（2）退職年金制度の拠出金負担者

Q10（1）で、種類にかかわらず退職年金制度を設けていると回答された会員（36 会員）に、拠出金の負担者を伺った。「学校法人と教職員」の回答が 15 会員（41.7%）であり、「学校法人」が負担する会員は 11 会員（30.6%）、「教職員」が負担する会員は 10 会員（27.8%）であった。

グラフ Q10(2) 退職年金制度の拠出金負担者（会員数の割合）

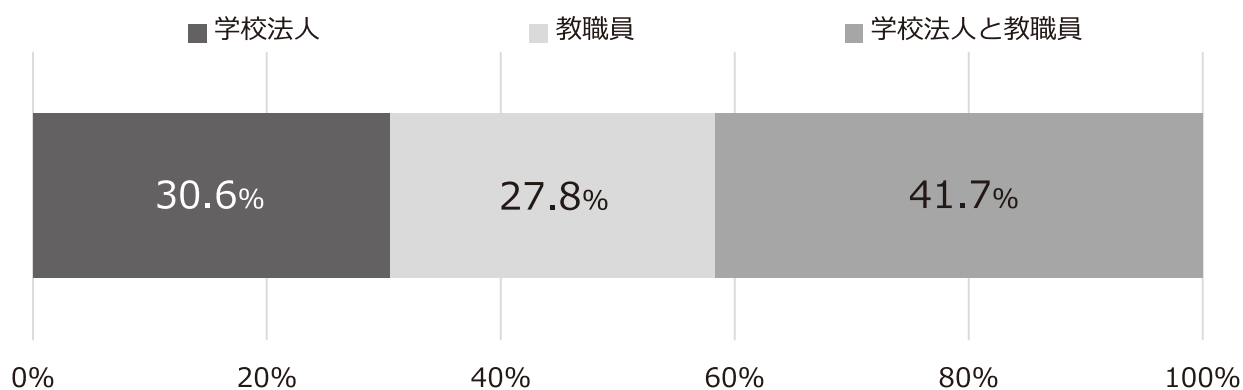


表 Q10(2) 退職年金制度の拠出金負担者

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
学校法人	9 (30.0%)	2 (33.3%)	0 (0%)	11 (30.6%)
教職員	7 (23.3%)	3 (50.0%)	0 (0%)	10 (27.8%)
学校法人と教職員	14 (46.7%)	1 (16.7%)	0 (0%)	15 (41.7%)
合 計	30 (100%)	6 (100%)	0 (0%)	36 (100%)

Q11（１）教員の任期制の導入状況・（３）任期制の導入の予定又は検討状況

任期制については、平成 30(2018)年度から引き続き教員に限定して調査を行った。

教員の任期制について、「導入している」とした会員は、453 会員（76.4%）だった。

また、現在は導入していないが、「導入を予定している」とした会員は 2 会員（0.3%）であり、「導入を検討している」とした会員は 12 会員（2.0%）だった。「導入を検討していない」とした会員は 126 会員（21.2%）だった。

グラフ Q11(1)・(3) 教員の任期制の導入状況等（会員数の割合）

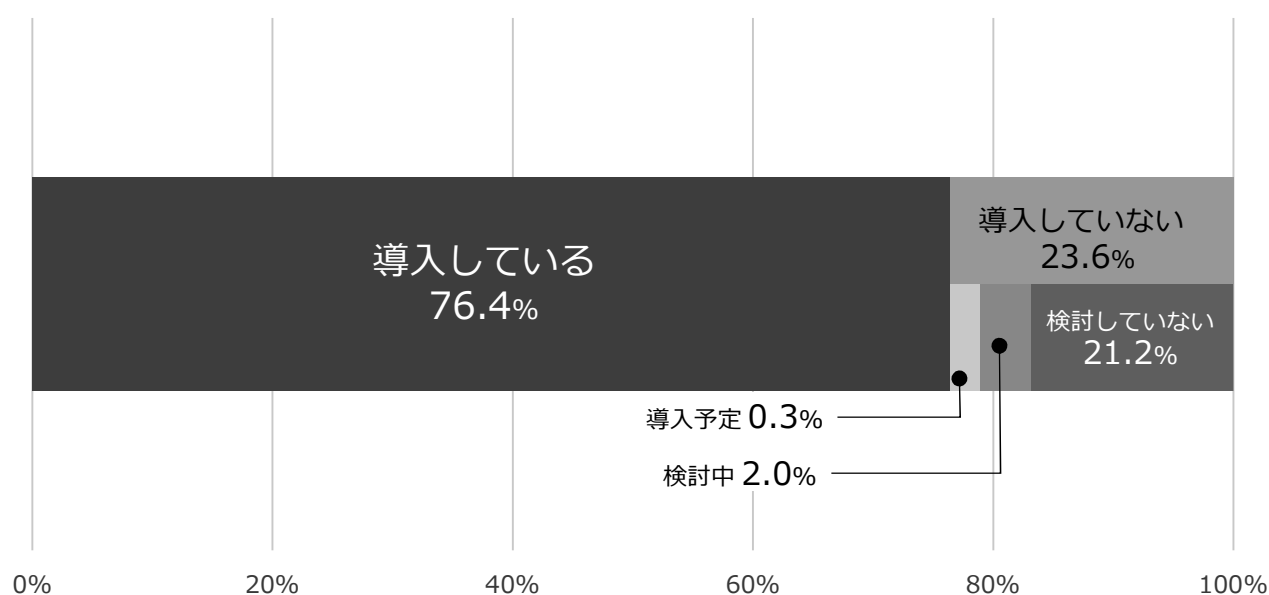


表 Q11(1)・(3)-1 任期制の導入状況等

任期制の導入状況等	教 員	
	令和4(2022)年度	平成29(2017)年度
導入している	453 (76.4%)	478 (79.7%)
導入していない	140 (23.6%)	122 (20.3%)
導入予定	2 (0.3%)	4 (0.7%)
検討中	12 (2.0%)	10 (1.7%)
検討していない	126 (21.2%)	108 (18.0%)
合計	593 (100%)	600 (100%)

表 Q11(1)・(3)-2 学校法人種別ごとの任期制の導入状況等

任期制の導入状況等	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等
導入している	381 (81.1%)	34 (100%)	38 (42.7%)
導入していない	89 (18.9%)	0 (0%)	51 (57.3%)
導入予定	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)
検討中	8 (1.7%)	0 (0%)	4 (4.5%)
検討していない	79 (16.8%)	0 (0%)	47 (52.8%)
合計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)

Q11（２）任期制の具体的な内容

Q11（１）において「任期制を導入している」と回答した 453 会員に、職名別の任期制の詳細を伺った。任期制の「適用範囲」は、教授、准教授、講師では「一部」との回答が最も多く、助教と助手では「全部」の回答が最も多かった。

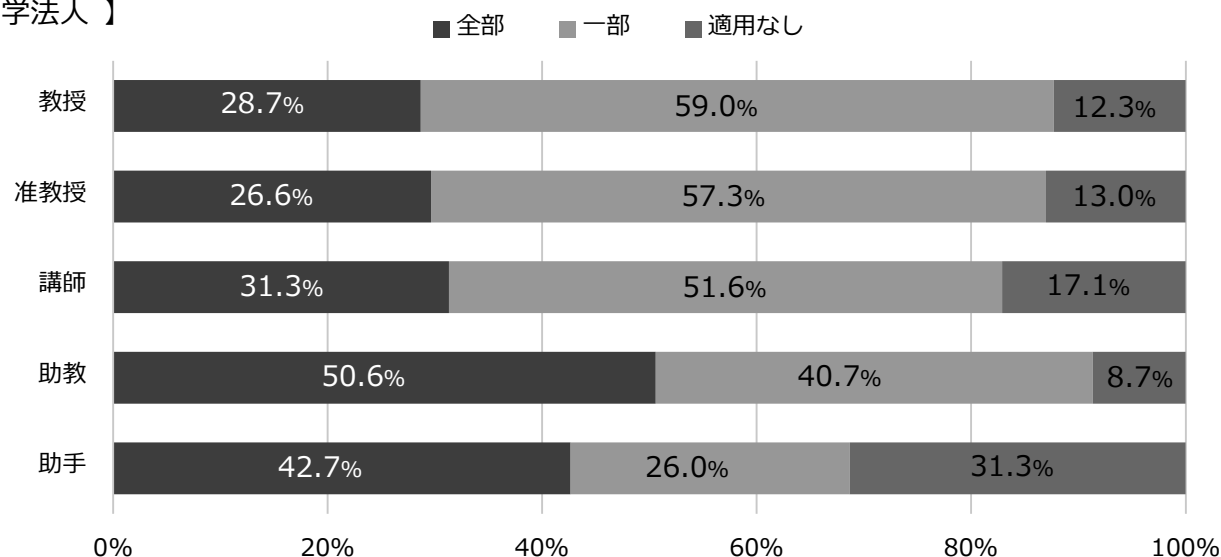
「任期の期間」は、「複数設定」とする回答が多かった。

「更新分を含めた任期制雇用最長期間」では「５年以内」の回答が多かった。

「給与形態」は、「他の教員と同じ給与表等を適用」とする回答が多かった。

グラフ Q11(2)(A) 任期制の適用範囲（会員数の割合）

【 大学法人 】



【 短大法人等 】

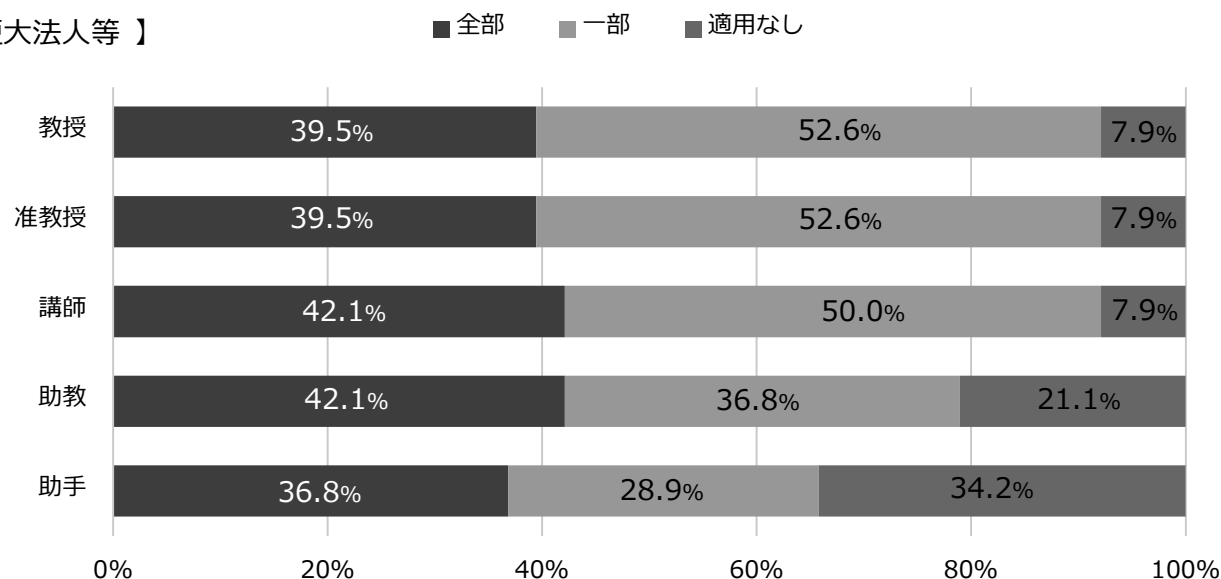
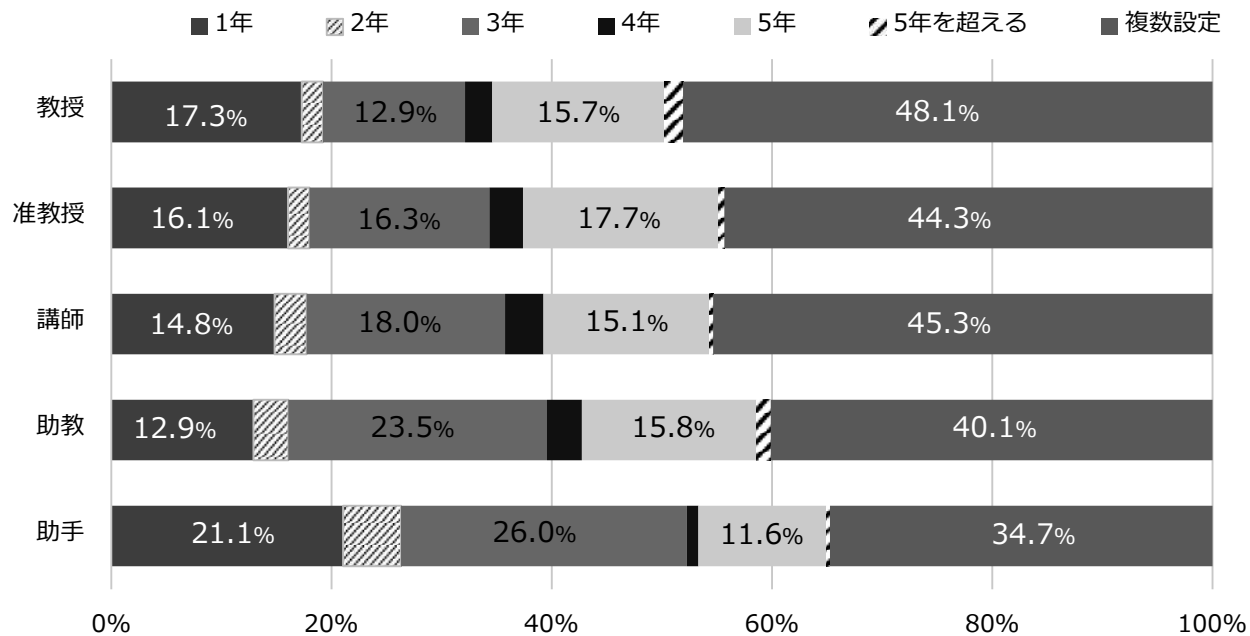


表 Q11(2)(A) 職名別任期制の適用範囲

区分		令和4(2022)年度			平成29(2017)年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
教授	全部	119 (28.7%)	15 (39.5%)	134 (29.6%)	124 (25.9%)
	一部	245 (59.0%)	20 (52.6%)	265 (58.5%)	304 (63.6%)
	適用なし	51 (12.3%)	3 (7.9%)	54 (11.9%)	50 (10.5%)
	合計	415 (100%)	38 (100%)	453 (100%)	478 (100%)
准教授	全部	123 (29.6%)	15 (39.5%)	138 (30.5%)	127 (26.6%)
	一部	238 (57.3%)	20 (52.6%)	258 (57.0%)	282 (59.0%)
	適用なし	54 (13.0%)	3 (7.9%)	57 (12.6%)	69 (14.4%)
	合計	415 (100%)	38 (100%)	453 (100%)	478 (100%)
講師	全部	130 (31.3%)	16 (42.1%)	146 (32.2%)	141 (29.5%)
	一部	214 (51.6%)	19 (50.0%)	233 (51.4%)	269 (56.3%)
	適用なし	71 (17.1%)	3 (7.9%)	74 (16.3%)	68 (14.2%)
	合計	415 (100%)	38 (100%)	453 (100%)	478 (100%)
助教	全部	210 (50.6%)	16 (42.1%)	226 (49.9%)	207 (43.3%)
	一部	169 (40.7%)	14 (36.8%)	183 (40.4%)	204 (42.7%)
	適用なし	36 (8.7%)	8 (21.1%)	44 (9.7%)	67 (14.0%)
	合計	415 (100%)	38 (100%)	453 (100%)	478 (100%)
助手	全部	177 (42.7%)	14 (36.8%)	191 (42.2%)	181 (37.9%)
	一部	108 (26.0%)	11 (28.9%)	119 (26.3%)	144 (30.1%)
	適用なし	130 (31.3%)	13 (34.2%)	143 (31.6%)	153 (32.0%)
	合計	415 (100%)	38 (100%)	453 (100%)	478 (100%)

グラフ Q11(2)(B) 任期の期間（会員数の割合）

【 大学法人 】



【 短大法人等 】

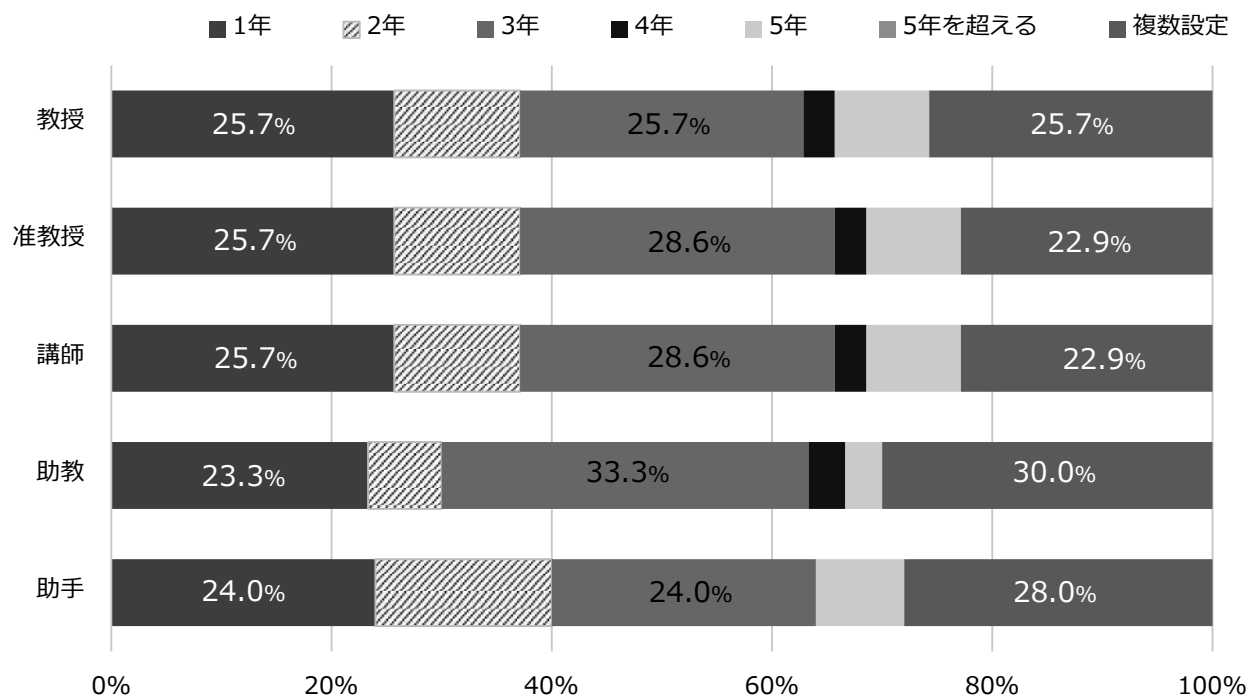


表 Q11(2)(B) 任期の期間

区分		令和4(2022)年度			平成29(2017)年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
教授	1年	63 (17.3%)	9 (25.7%)	72 (18.0%)	106 (24.8%)
	2年	7 (1.9%)	4 (11.4%)	11 (2.8%)	11 (2.6%)
	3年	47 (12.9%)	9 (25.7%)	56 (14.0%)	48 (11.2%)
	4年	9 (2.5%)	1 (2.9%)	10 (2.5%)	16 (3.7%)
	5年	57 (15.7%)	3 (8.6%)	60 (15.0%)	56 (13.1%)
	5年を超える	6 (1.6%)	0 (0%)	6 (1.5%)	5 (1.2%)
	複数設定	175 (48.1%)	9 (25.7%)	184 (46.1%)	186 (43.5%)
	合計	364 (100%)	35 (100%)	399 (100%)	428 (100%)
准教授	1年	58 (16.1%)	9 (25.7%)	67 (16.9%)	94 (23.0%)
	2年	7 (1.9%)	4 (11.4%)	11 (2.8%)	11 (2.7%)
	3年	59 (16.3%)	10 (28.6%)	69 (17.4%)	56 (13.7%)
	4年	11 (3.0%)	1 (2.9%)	12 (3.0%)	18 (4.4%)
	5年	64 (17.7%)	3 (8.6%)	67 (16.9%)	59 (14.4%)
	5年を超える	2 (0.6%)	0 (0%)	2 (0.5%)	1 (0.2%)
	複数設定	160 (44.3%)	8 (22.9%)	168 (42.4%)	170 (41.6%)
	合計	361 (100%)	35 (100%)	396 (100%)	409 (100%)

前ページからの続き

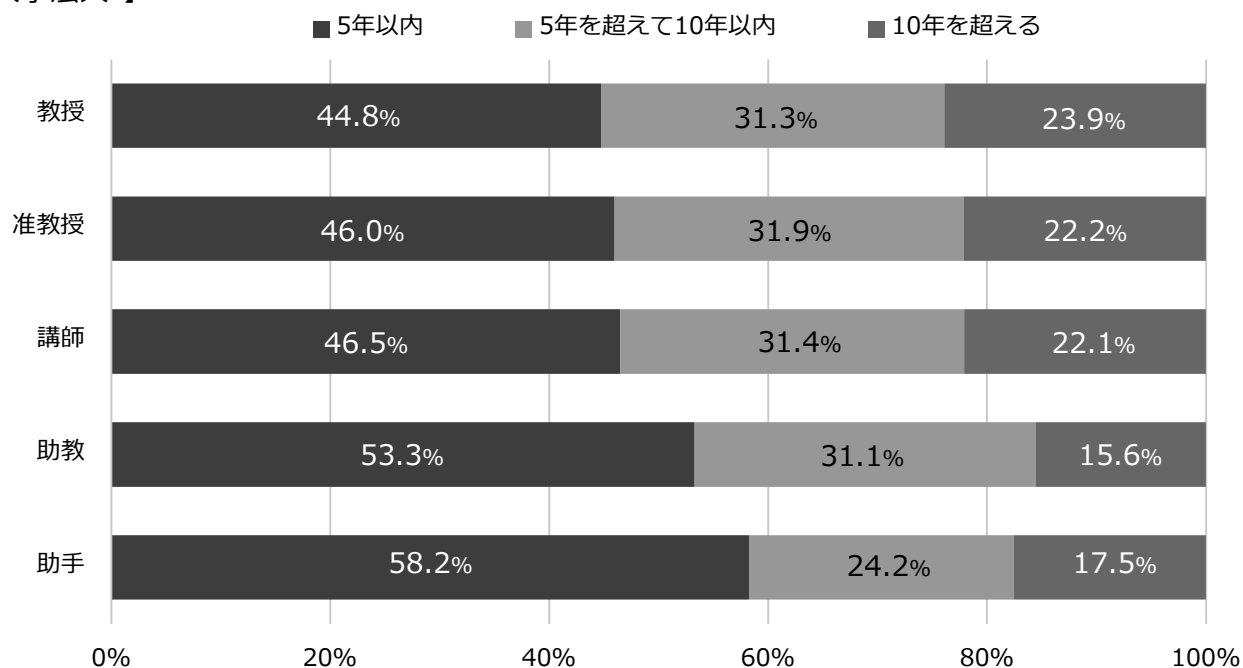
区分		令和4(2022)年度			平成29(2017)年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
講師	1年	51 (14.8%)	9 (25.7%)	60 (15.8%)	99 (24.1%)
	2年	10 (2.9%)	4 (11.4%)	14 (3.7%)	12 (2.9%)
	3年	62 (18.0%)	10 (28.6%)	72 (19.0%)	59 (14.4%)
	4年	12 (3.5%)	1 (2.9%)	13 (3.4%)	17 (4.1%)
	5年	52 (15.1%)	3 (8.6%)	55 (14.5%)	52 (12.7%)
	5年を超える	1 (0.3%)	0 (0%)	1 (0.3%)	1 (0.2%)
	複数設定	156 (45.3%)	8 (22.9%)	164 (43.3%)	170 (41.5%)
	合計	344 (100%)	35 (100%)	379 (100%)	410 (100%)
助教	1年	49 (12.9%)	7 (23.3%)	56 (13.7%)	75 (18.2%)
	2年	12 (3.2%)	2 (6.7%)	14 (3.4%)	18 (4.4%)
	3年	89 (23.5%)	10 (33.3%)	99 (24.2%)	91 (22.1%)
	4年	12 (3.2%)	1 (3.3%)	13 (3.2%)	16 (3.9%)
	5年	60 (15.8%)	1 (3.3%)	61 (14.9%)	58 (14.1%)
	5年を超える	5 (1.3%)	0 (0%)	5 (1.2%)	2 (0.5%)
	複数設定	152 (40.1%)	9 (30.0%)	161 (39.4%)	151 (36.7%)
	合計	379 (100%)	30 (100%)	409 (100%)	411 (100%)

前ページからの続き

区分		令和4(2022)年度			平成29(2017)年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
助手	1年	60 (21.1%)	6 (24.0%)	66 (21.3%)	89 (27.4%)
	2年	15 (5.3%)	4 (16.0%)	19 (6.1%)	16 (4.9%)
	3年	74 (26.0%)	6 (24.0%)	80 (25.8%)	66 (20.3%)
	4年	3 (1.1%)	0 (0%)	3 (1.0%)	8 (2.5%)
	5年	33 (11.6%)	2 (8.0%)	35 (11.3%)	28 (8.6%)
	5年を超える	1 (0.4%)	0 (0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)
	複数設定	99 (34.7%)	7 (28.0%)	106 (34.2%)	117 (36.0%)
	合計	285 (100%)	25 (100%)	310 (100%)	325 (100%)

グラフ Q11(2)(C) 更新分を含めた任期制雇用の最長期間（会員数の割合）

【 大学法人 】



【 短大法人等 】

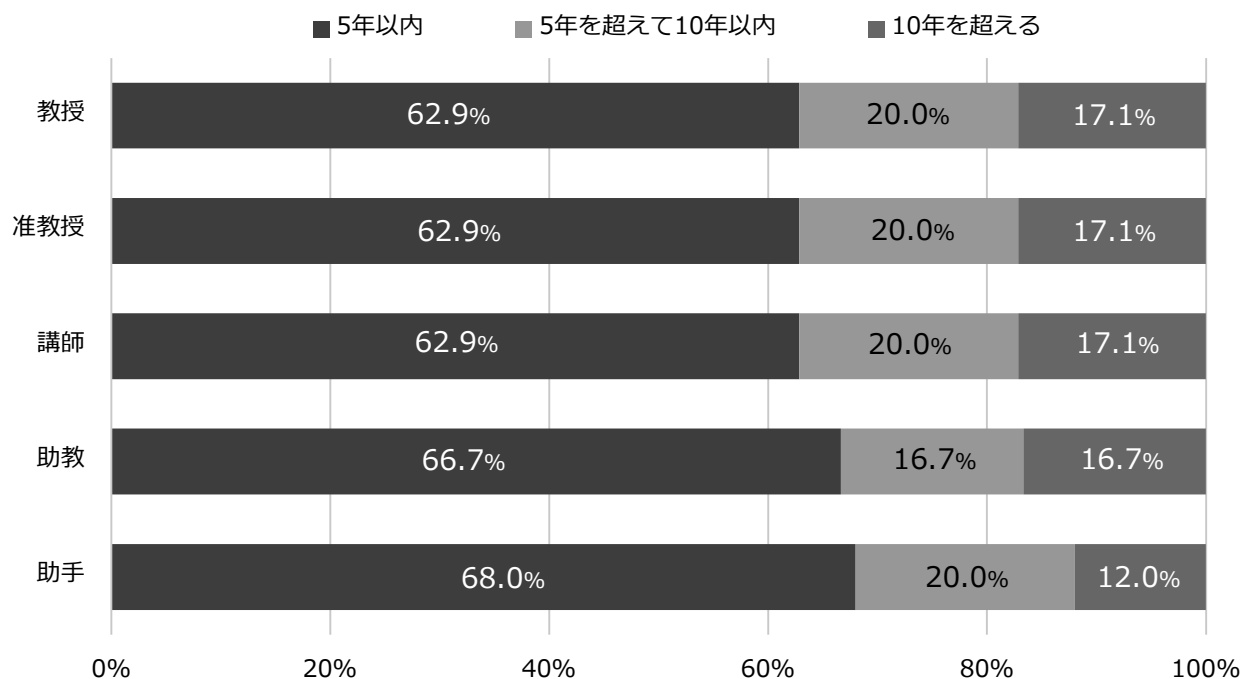
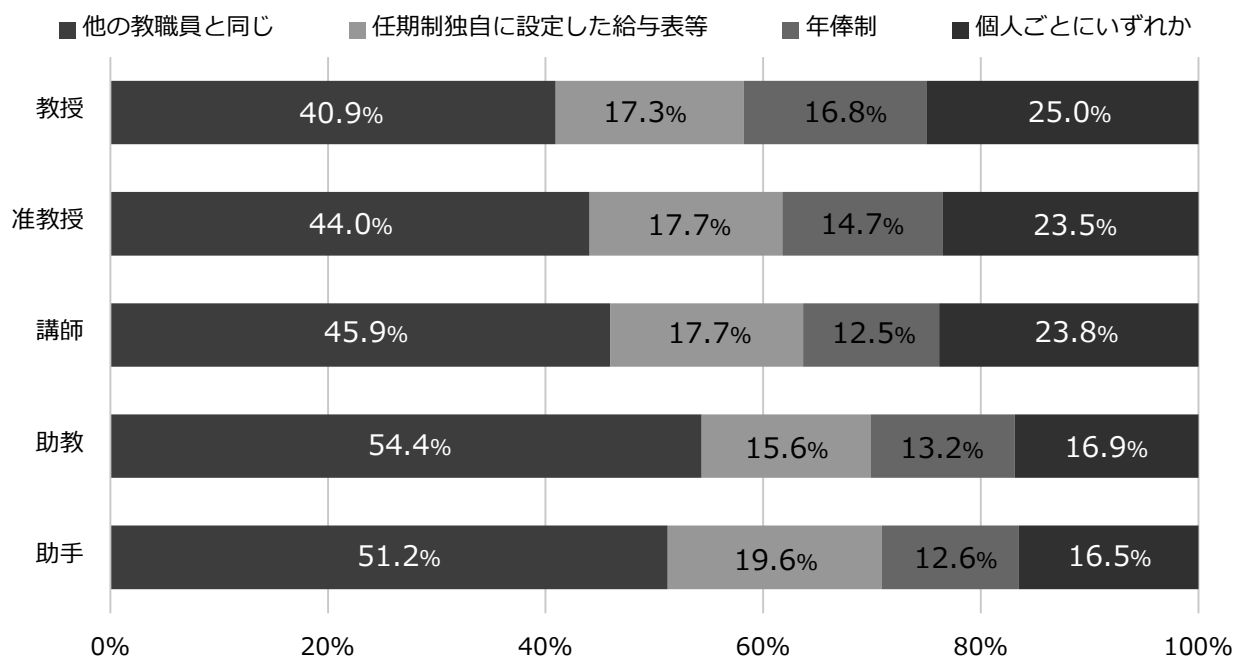


表 Q11(2)(C) 更新分を含めた任期制雇用の最長期間

区分		令和4(2022)年度			平成29(2017)年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
教授	5年以内	163 (44.8%)	22 (62.9%)	185 (46.4%)	174 (43.9%)
	5年超 10年以内	114 (31.3%)	7 (20.0%)	121 (30.3%)	111 (28.0%)
	10年超	87 (23.9%)	6 (17.1%)	93 (23.3%)	111 (28.0%)
	合計	364 (100%)	35 (100%)	399 (100%)	396 (100%)
准教授	5年以内	166 (46.0%)	22 (62.9%)	188 (47.5%)	169 (44.8%)
	5年超 10年以内	115 (31.9%)	7 (20.0%)	122 (30.8%)	109 (28.9%)
	10年超	80 (22.2%)	6 (17.1%)	86 (21.7%)	99 (26.3%)
	合計	361 (100%)	35 (100%)	396 (100%)	377 (100%)
講師	5年以内	160 (46.5%)	22 (62.9%)	182 (48.0%)	166 (44.1%)
	5年超 10年以内	108 (31.4%)	7 (20.0%)	115 (30.3%)	110 (29.3%)
	10年超	76 (22.1%)	6 (17.1%)	82 (21.6%)	100 (26.6%)
	合計	344 (100%)	35 (100%)	379 (100%)	376 (100%)
助教	5年以内	202 (53.3%)	20 (66.7%)	222 (54.3%)	164 (45.9%)
	5年超 10年以内	118 (31.1%)	5 (16.7%)	123 (30.1%)	109 (30.5%)
	10年超	59 (15.6%)	5 (16.7%)	64 (15.6%)	84 (23.5%)
	合計	379 (100%)	30 (100%)	409 (100%)	357 (100%)
助手	5年以内	166 (58.2%)	17 (68.0%)	183 (59.0%)	155 (53.1%)
	5年超 10年以内	69 (24.2%)	5 (20.0%)	74 (23.9%)	70 (24.0%)
	10年超	50 (17.5%)	3 (12.0%)	53 (17.1%)	67 (22.9%)
	合計	285 (100%)	25 (100%)	310 (100%)	292 (100%)

グラフ Q11(2)(D) 任期制適用教員の給与形態（会員数の割合）

【 大学法人 】



【 短大法人等 】

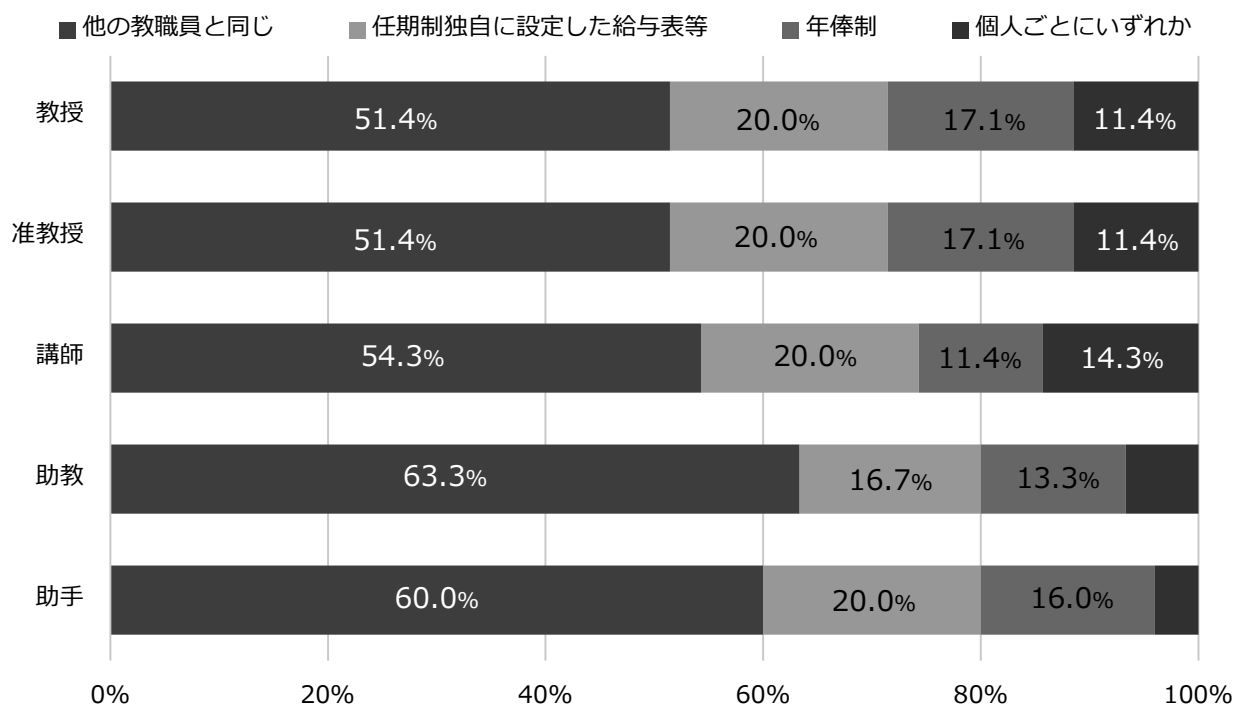


表 Q11(2)(D) 任期制適用教員の給与形態

区分		令和4(2022)年度			平成29(2017)年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
教授	他の教員と同じ給与表等を適用	149 (40.9%)	18 (51.4%)	167 (41.9%)	134 (31.3%)
	任期制独自の給与表等を適用	63 (17.3%)	7 (20.0%)	70 (17.5%)	96 (22.4%)
	年俸制を適用	61 (16.8%)	6 (17.1%)	67 (16.8%)	80 (18.7%)
	個人ごとにいずれか	91 (25.0%)	4 (11.4%)	95 (23.8%)	118 (27.6%)
	合計	364 (100%)	35 (100%)	399 (100%)	428 (100%)
准教授	他の教員と同じ給与表等を適用	159 (44.0%)	18 (51.4%)	177 (44.7%)	143 (35.0%)
	任期制独自の給与表等を適用	64 (17.7%)	7 (20.0%)	71 (17.9%)	87 (21.3%)
	年俸制を適用	53 (14.7%)	6 (17.1%)	59 (14.9%)	75 (18.3%)
	個人ごとにいずれか	85 (23.5%)	4 (11.4%)	89 (22.5%)	104 (25.4%)
	合計	361 (100%)	35 (100%)	396 (100%)	409 (100%)
講師	他の教員と同じ給与表等を適用	158 (45.9%)	19 (54.3%)	177 (46.7%)	149 (36.3%)
	任期制独自の給与表等を適用	61 (17.7%)	7 (20.0%)	68 (17.9%)	85 (20.7%)
	年俸制を適用	43 (12.5%)	4 (11.4%)	47 (12.4%)	73 (17.8%)
	個人ごとにいずれか	82 (23.8%)	5 (14.3%)	87 (23.0%)	103 (25.1%)
	合計	344 (100%)	35 (100%)	379 (100%)	410 (100%)
助教	他の教員と同じ給与表等を適用	206 (54.4%)	19 (63.3%)	225 (55.0%)	191 (46.5%)
	任期制独自の給与表等を適用	59 (15.6%)	5 (16.7%)	64 (15.6%)	75 (18.2%)
	年俸制を適用	50 (13.2%)	4 (13.3%)	54 (13.2%)	64 (15.6%)
	個人ごとにいずれか	64 (16.9%)	2 (6.7%)	66 (16.1%)	81 (19.7%)
	合計	379 (100%)	30 (100%)	409 (100%)	411 (100%)
助手	他の教員と同じ給与表等を適用	146 (51.2%)	15 (60.0%)	161 (51.9%)	136 (41.8%)
	任期制独自の給与表等を適用	56 (19.6%)	5 (20.0%)	61 (19.7%)	69 (21.2%)
	年俸制を適用	36 (12.6%)	4 (16.0%)	40 (12.9%)	51 (15.7%)
	個人ごとにいずれか	47 (16.5%)	1 (4.0%)	48 (15.5%)	69 (21.2%)
	合計	285 (100%)	25 (100%)	310 (100%)	325 (100%)

Q12（１）教員の年俸制の導入状況・（４）年俸制の導入の予定又は検討状況

年俸制については、平成 30(2018)年度から引き続き教員に限定して調査を行った。

教員の年俸制について、「導入している」とした会員は、194 会員（32.7%）で、前年度より 7 会員減少した。また、平成 30 年度より 3 会員増加しているが、大きな変化は見られなかった。

現在は導入していないとした 399 会員のうち、年俸制を「検討中」と回答した会員は 30 会員（5.1%）で、369 会員（62.2%）は「検討していない」との回答だった。

なお、年俸制を「導入予定」とした会員はいなかった。

グラフ Q12(1)・(4) 年俸制の導入状況等（会員数の割合）

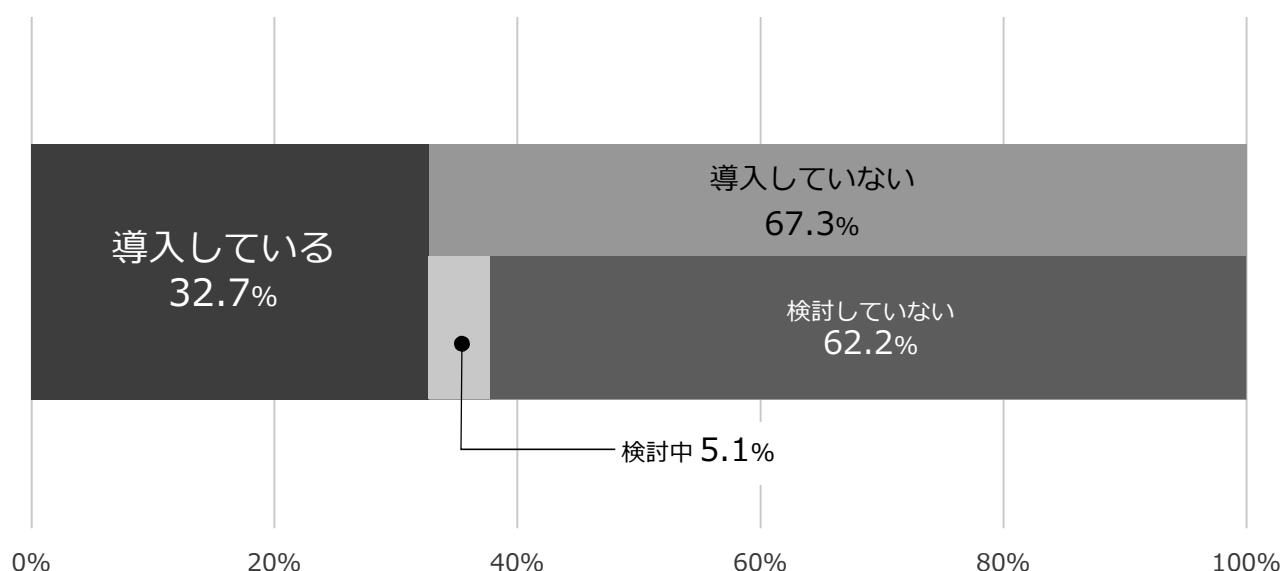


表 Q12(1)・(4)-1 年俸制の導入状況等

年俸制の導入状況等	教 員	
	令和4(2022)年度	平成30(2018)年度
導入している	194 (32.7%)	191 (32.0%)
導入していない	399 (67.3%)	406 (68.0%)
導入予定	0 (0%)	2 (0.3%)
検討中	30 (5.1%)	28 (4.7%)
検討していない	369 (62.2%)	376 (63.0%)
合計	593 (100%)	597 (100%)

表 Q12(1)・(4)-2 学校法人種別ごとの年俸制の導入状況等

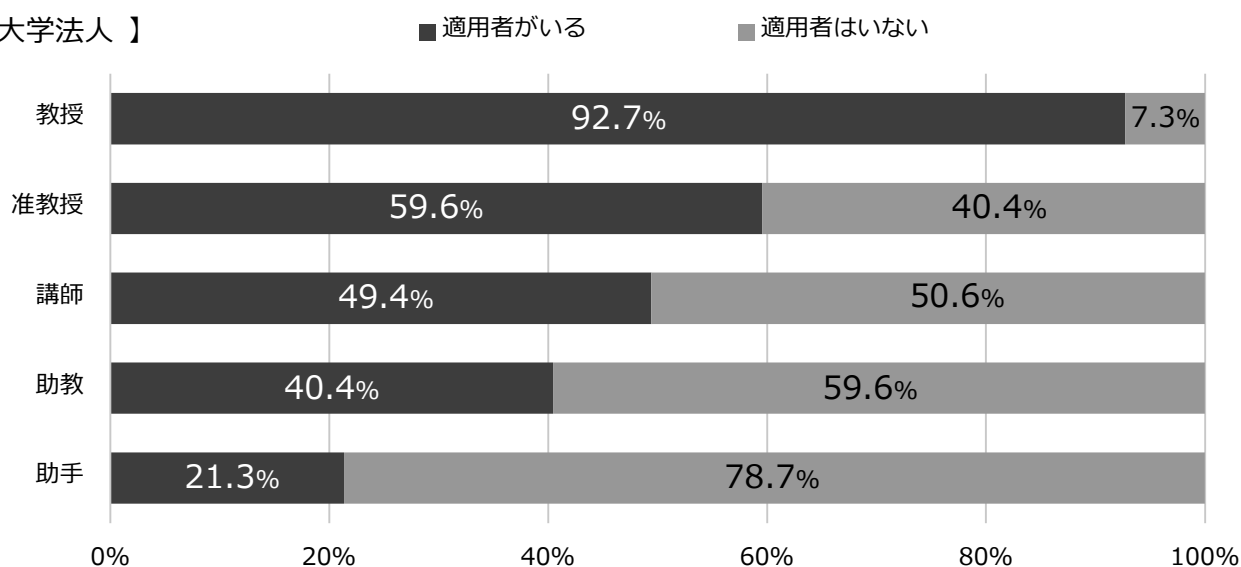
年俸制の導入状況等	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等
導入している	167 (35.5%)	11 (32.4%)	16 (18.0%)
導入していない	303 (64.5%)	23 (67.6%)	73 (82.0%)
導入予定	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
検討中	26 (5.5%)	1 (2.9%)	3 (3.4%)
検討していない	277 (58.9%)	22 (64.7%)	70 (78.7%)
合計	470 (100%)	34 (100%)	89 (100%)

Q12（２） 年俸制適用者の有無

Q12（１）において「年俸制を導入している」と回答した194会員について、令和４年５月１日現在の教員の年俸制適用者の有無を伺ったところ、「適用者がいる」と回答があったのは、教授では178会員（91.8%）、准教授では114会員（58.8%）、講師では95会員（49.0%）、助教では77会員（39.7%）、助手では42会員（21.6%）であった。

グラフ Q12(2) 年俸制適用者の有無（会員数の割合）

【 大学法人 】



【 短大法人等 】

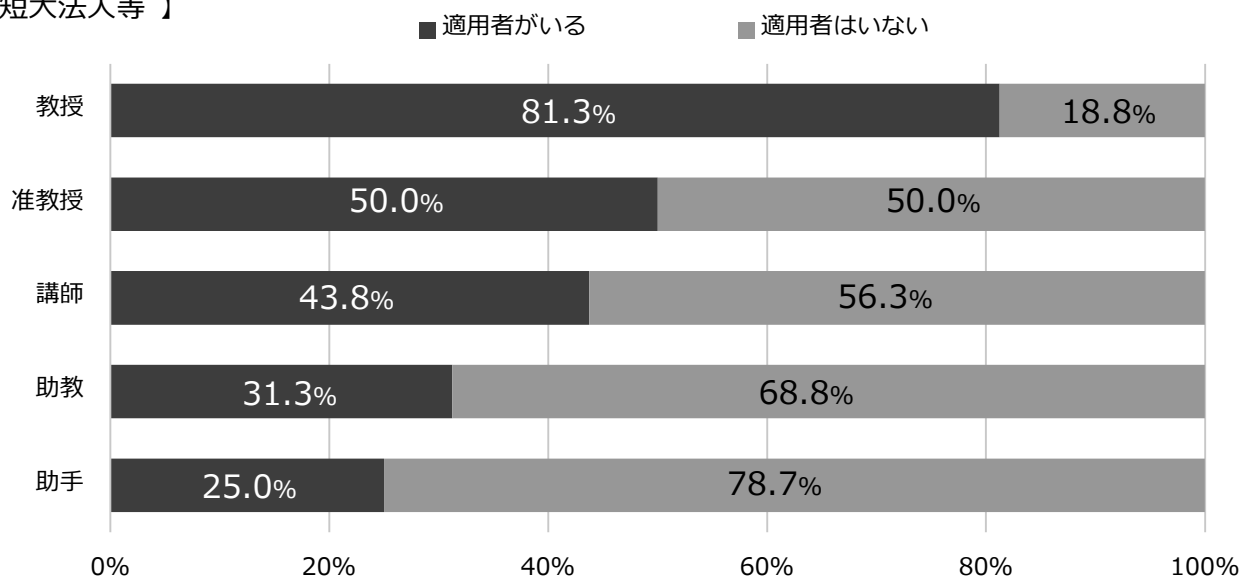


表 Q12(2) 年俸制適用者の有無

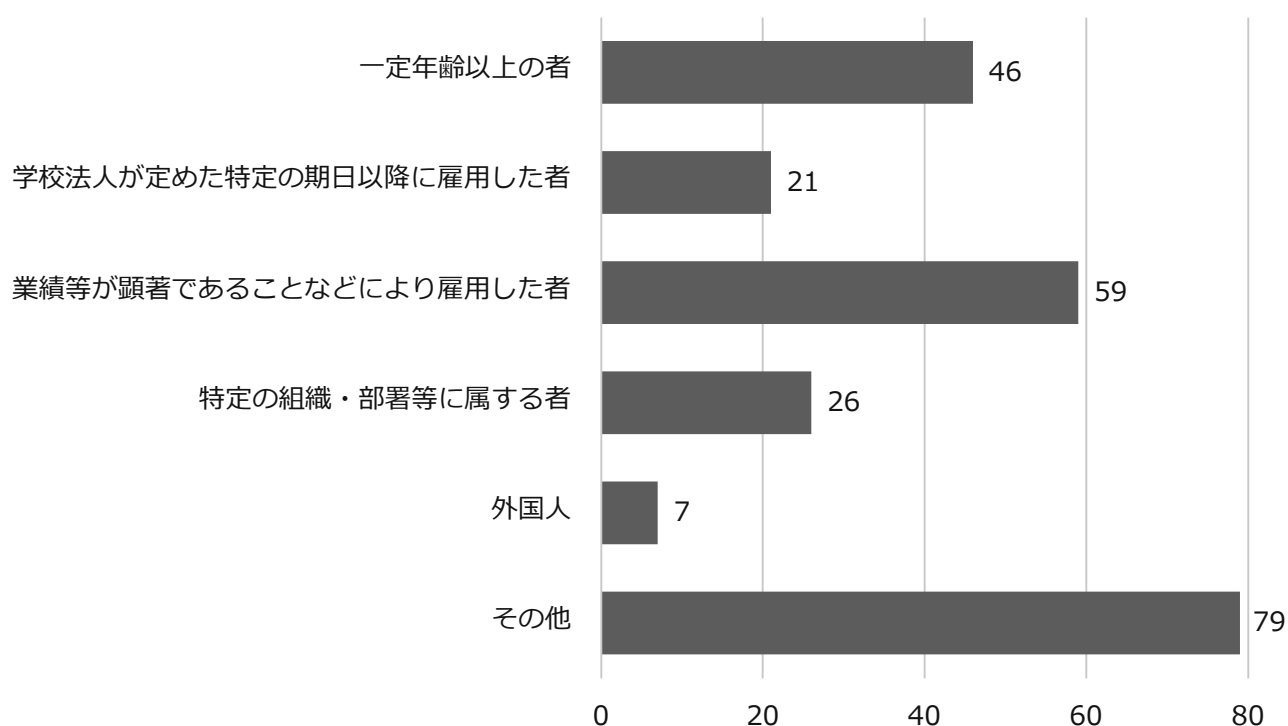
区分		令和4(2022)年度			平成30(2018)年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
教授	適用者がいる	165 (92.7%)	13 (81.3%)	178 (91.8%)	179 (93.7%)
	適用者はいない	13 (7.3%)	3 (18.8%)	16 (8.2%)	12 (6.3%)
	合計	178 (100%)	16 (100%)	194 (100%)	191 (100%)
准教授	適用者がいる	106 (59.6%)	8 (50.0%)	114 (58.8%)	115 (60.2%)
	適用者はいない	72 (40.4%)	8 (50.0%)	80 (41.2%)	76 (39.8%)
	合計	178 (100%)	16 (100%)	194 (100%)	191 (100%)
講師	適用者がいる	88 (49.4%)	7 (43.8%)	95 (49.0%)	102 (53.4%)
	適用者はいない	90 (50.6%)	9 (56.3%)	99 (51.0%)	89 (46.6%)
	合計	178 (100%)	16 (100%)	194 (100%)	191 (100%)
助教	適用者がいる	72 (40.4%)	5 (31.3%)	77 (39.7%)	70 (36.6%)
	適用者はいない	106 (59.6%)	11 (68.8%)	117 (60.3%)	121 (63.4%)
	合計	178 (100%)	16 (100%)	194 (100%)	191 (100%)
助手	適用者がいる	38 (21.3%)	4 (25.0%)	42 (21.6%)	42 (22.0%)
	適用者はいない	140 (78.7%)	12 (75.0%)	152 (78.4%)	149 (78.0%)
	合計	178 (100%)	16 (100%)	194 (100%)	191 (100%)

Q12（3） 年俸制の適用となる要件等

Q12（1）において「年俸制を導入している」と回答した 194 会員について、年俸制の適用となる要件について伺ったところ、「業績が顕著であることなどにより雇用した者」が 59 会員、「一定年齢以上の者」が 46 会員、「特定の組織・部署等に所属」が 26 会員であった。

「その他」の回答も 79 会員からあり、その内容としては、「特任教授などの特定の職種（41 会員）」や、「教職員個人ごとに決定（19 会員）」との回答が多かった。

グラフ Q12(3) 年俸制の適用となる要件等（回答数、複数回答あり）



「その他」の主な内容内訳（回答数）

- ・特任教授など、特定の職種（41）
- ・教職員個人ごとに決定（19）
- ・任期制教員（13）
- ・全教職員（6）

(参 考)

令和 4(2022)年度 退職金等に関する実態調査票

令和 4(2022)年度 退職金等に関する実態調査票

全ての設問にご回答ください。

<調査の回答方法及び回答期限>

・ 事務担当者専用ページから、10月7日（金）までにご回答ください。

<調査票への記入方法>

- ・ 選択肢がある設問は、回答欄に番号を記入してください。
- ・ **記述** マークの部分は、回答内容を表の中にご記入ください。
- ・ 「その他」と回答した場合には、「その他記載欄」に内容をご記入ください。

維持会員基本事項（全ての項目に必ずご記入ください）

会 員 番 号							維 持 会 員 名	
回 答 記 入 者 所 属 部 課 名							回 答 記 入 者 氏 名	
入 学 定 員 数	名							

(注) 入学定員数について

- ・ 令和 4 年度における大学、大学院、専門職大学、短期大学、高等専門学校の各入学定員数を合計した人数をご記入ください（収容定員数ではありません）。
- ・ 全学部、学科が対象ですが、学生募集を停止した学部、学科は除いてください。
- ・ 別科、通信教育課程、編入学定員は除いてください。

チェック欄	学校法人種別（該当するいずれかの項目のチェック欄にチェックをつけてください）
☐	1 大学、大学院大学、専門職大学を設置している（医学部、歯学部を <u>設置していない</u> ）
☐	2 大学、大学院大学、専門職大学を設置している（医学部、歯学部を <u>設置している</u> ）
☐	3 短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学、専門職大学を <u>設置していない</u> ）

(注) 大学、大学院大学、専門職大学を設置しており、併せて短期大学、高等専門学校を設置している学校法人は、1 又は 2 としてください。

— 調査は次のページから —

当財団への登録教職員について

- Q 1 大学、短期大学、高等専門学校及び法人本部に所属し、学校法人の退職金規程等に基づき退職金を支給する対象となる教員・職員（以下「教職員」という。）の人数（令和 4 年 5 月 1 日現在。高校以下を除き、休職者を含む。）と、そのうち当財団へ登録している人数を教職員別にお答えください。

（注）「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）の施行に伴い、令和 4 年 4 月 1 日以降、非正規職員を退職金支給の対象とした場合、当該非正規職員は退職金を支給する対象となる教職員の人数から除外してください。

記 述		
区 分	退職金を支給する対象となる人数	左のうち、当財団へ登録している人数
教 員	人	人
職 員	人	人

退職給与引当金及び退職給与引当特定資産について

- Q 2 令和 3 年度の決算における学校法人全体の退職給与引当金と退職給与引当特定資産（引当特定預金等）の金額をお答えください。

なお、金額は貸借対照表に記載の金額をご記入ください。

記 述	
退職給与引当金	退職給与引当特定資産
円	円

定年制度について

- Q 3 教職員の定年年齢を教職員別にお答えください。
定年年齢が複数設定されている場合には、適用者が最も多い年齢を記入してください。
なお、定年制がない、又は定年制を適用する教職員がいない場合には、「0 歳」と記入してください。

記 述	
区 分	定年年齢
教 員	歳
職 員	歳

Q4 定年退職後の継続雇用制度について、お答えください。

(1) 定年退職後の継続雇用制度を設けていますか。また、制度を設けている場合、令和4年5月1日現在、継続雇用制度を適用されている人数は何名ですか。教職員別にお答えください。

- ① 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）
- ② 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としていない）
- ③ 継続雇用制度を設けていない
- ④ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	継続雇用を適用 されている人数	その他記載欄
教 員		人	
職 員		人	

⇒ ①の場合は(2)及び(3)へ、②の場合は(3)へ、それ以外はQ5へ進んでください。

(2) 継続雇用制度の適用者に対する退職金は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 採用から継続雇用期間の終了まで通算した在職期間による支給率を適用し、退職金を支給する
- ② 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「継続雇用期間による支給率」を適用し、退職金を別途支給する
- ③ 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「継続雇用期間に応じた定額の退職金」を別途支給する
- ④ 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「役割や勤務成績等を勘案し、個人別に異なる定額の退職金」を別途支給する
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

<今年度新規項目>

(3) 継続雇用制度の種類は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 勤務延長制度（定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度）
- ② 再雇用制度（定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度）
- ③ 勤務延長制度と再雇用制度の併用（役職など、各制度の適用要件をご記入ください）

区 分	回答番号	適用要件の記載欄
教 員		勤務延長制度： 再雇用制度：
職 員		勤務延長制度： 再雇用制度：

高齢者就業確保措置について（70 歳までの就業機会の確保（努力義務））

Q 5 高齢者就業確保措置*の対応について、お答えください。

*この設問における「高齢者就業確保措置」とは、令和 3 年 4 月 1 日に改正法が施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、事業主に対し 70 歳までの就業機会を確保する努力義務が課せられたものを指します。

（1）昨年法律改正を受けて、70 歳までの就業確保措置としての制度改正の実施または検討状況を教職員別にご回答ください。

- ① 制度を改正した
- ② 検討中（検討予定）
- ③ 検討していない
- ④ 法律改正前より継続雇用制度で対応可、定年年齢を 70 歳としている等、制度改正が不要

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

⇒ ①の場合は（2）へ、②の場合は（3）へ、それ以外の場合はQ 6へ進んでください。

（2）実施した制度改正の具体的な内容を教職員別に記入してください。

例）定年年齢を引き上げた、再雇用制度を導入した 等

記 述	
区 分	回答内容
教 員	
職 員	

（3）検討状況・内容（方向性も含む）について教職員別にお答えください。

- ① 定年年齢の引き上げ
- ② 継続雇用制度の導入（既存の継続雇用制度により対応）
- ③ その他
- ④ 現時点では方向性が決まっていない

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

退職金制度について

Q 6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間を教職員別にお答えください。

- ① 1年未満 ② 1年以上 ③ 2年以上
④ 3年以上 ⑤ 4年以上 ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 7 退職金の算定方法を教職員別にお答えください。

- ① 退職金算定基礎額×支給率
② 退職金算定基礎額×支給率＋特別功労金等^(注1)
③ 退職金算定基礎額×支給率＋業績や成果等の評価に基づく加算金等
④ ポイント制^(注2)
⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

（注1）「特別功労金等」とは、長年にわたる精勤や役職としての職務遂行などの功労に対して付与するもの。

（注2）「ポイント制」とは、業績・成果・貢献度・勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間ごとに付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に1点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金とする方法のこと。

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

⇒ ④の場合はQ10へ進んでください。

Q 8 退職金算定の基礎としている俸給の月額（当財団に届け出る俸給月額）を教職員別にお答えください。

- ① 退職時の俸給（本俸）
② 本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（諸手当以外）
③ 本俸に諸手当を加える
④ 過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の俸給等の平均
⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 9 退職金の支給率は何を基準として定めていますか。教職員別にお答えください。

- ① 当財団の基準交付率又は現在の国家公務員の支給率を準用
- ② 当財団の従前交付率又は特例交付率を準用
- ③ 現在の地方公務員の支給率を準用
- ④ 独自の支給率
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	そ の 他 記 載 欄
教 員		
職 員		

退職年金制度について

<今年度新規項目>

Q 10 退職一時金以外の、退職年金制度（学校法人や教職員が拠出金の一部または全部を負担するもの）についてお答えください。

（１）退職年金制度を設けていますか。（現在の制度をお答えください。）

- ① 確定給付年金制度を設けている^{（注１）}
- ② 確定拠出年金制度を設けている^{（注２）}
- ③ それ以外の制度を設けている（その他記載欄に制度の概要をご記入ください）
- ④ 設けていない

（注１）「確定給付年金制度」とは、予め給付額を決定した上で、学校法人が運用管理の責任を負う年金制度のこと。

（注２）「確定拠出年金制度」とは、予め定める拠出額と運用益により給付額が決定する仕組みで、加入者である教職員が運用管理の責任を負う年金制度のこと。

回答番号	そ の 他 記 載 欄

⇒ ①～③の場合は（２）へ、④の場合は Q11 へ進んでください。

（２）拠出金は誰が負担していますか。

- ① 学校法人
- ② 教職員
- ③ 学校法人と教職員

回答番号

教員への任期制の導入状況について

Q11 教員への任期制の導入の状況についてお答えください。

なお、「任期制」とは、一定の任期を設定して雇用契約を締結する制度とし、定年退職後の再雇用教員、嘱託及び非常勤（常時勤務することを要しない）教員を除いてください。

（1）教員について、任期制を導入していますか。

- ① 導入している ② 導入していない

回答番号

⇒ ①の場合は（2）へ、②の場合は（3）へ進んでください。

（2）職名別（教授、准教授、講師、助教、助手）に、次の（A）から（D）までそれぞれお答えください。

（A）任期制の適用範囲（制度として）

- ① 全部 ② 一部 ③ 適用なし

⇒ ①、②の場合は、（B）から（D）までお答えください。

（B）任期の期間

- ① 1年 ② 2年 ③ 3年 ④ 4年 ⑤ 5年
⑥ 5年を超える期間 ⑦ 複数設定

（C）更新分を含めた任期制雇用の最長期間

- ① 5年以内 ② 5年を超えて10年以内 ③ 10年を超える

（D）任期制を適用されている教職員の給与形態

- ① 他の教員と同じ給与表等を適用
② 任期制教員独自に設定した給与表等を適用
③ 年俸制を適用
④ 個人ごとに①から③のいずれかを適用

区分	回答番号			
設問 職名	(A)	(B)	(C)	(D)
教授				
准教授				
講師				
助教				
助手				

(3) 任期制の導入について、今後の予定をお答えください。

- ① 導入を予定している ② 導入を検討している ③ 導入を検討していない

回答番号

教員への年俸制の導入状況について

Q12 教員への年俸制の導入状況についてお答えください。

なお、「年俸制」とは、給与の全部又は一部を、当該教員の業務の実績や成果、勤務成績等の評価に基づき、年単位に設定する制度とします。

(1) 教員について、年俸制を導入していますか。

- ① 導入している ② 導入していない

回答番号

⇒ ①の場合は(2)へ、②の場合は(4)へ進んでください。

(2) 令和4年5月1日現在、年俸制を適用している教員がいますか。職名別（教授、准教授、講師、助教、助手）にお答えください。

- ①適用者がいる ②適用者はいない

職 名	回答番号
教 授	
准教授	
講 師	
助 教	
助 手	

(3) 年俸制の適用となる要件等をお答えください。(複数回答可)

- ① 一定年齢以上の者
- ② 学校法人が定めた特定の期日以降に雇用した者
- ③ 業績等が顕著であることなどにより雇用した者
- ④ 特定の組織・部署等に属する者
- ⑤ 外国人
- ⑥ その他(要件又は職種等をその他記載欄にご記入ください)

回答番号	その他要件記載欄

(4) 教員への年俸制の導入について、今後の予定をお答えください。

- ① 導入を予定している
- ② 導入を検討している
- ③ 導入を検討していない

回答番号

— 調査は以上です。ご協力ありがとうございました。 —

令和 4(2022)年度 退職金等に関する実態調査報告書

令和 5 (2023) 年 1 月 20 日

発 行：公益財団法人私立大学退職金財団

住 所：〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 10 階

TEL：03 - 3234 - 3361 (代表)

FAX：03 - 3234 - 3365

<https://www.shidai-tai.or.jp>

禁無断転載・転用